

**平成28年第3回東洋町議会定例会会議録**

**(第 2 号)**

**平成28年9月14日(水)**

**東洋町議会**

余 白

## 平成28年第3回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場

開会 平成28年9月14日(水) 午前9時00分宣告

出席議員 (8名)

議長	今宮 裕明 君	副議長8番	西岡 尚宏 君
1番	福島 登 君	2番	平山 照生 君
3番	高島 俊彦 君	4番	小松 熙 君
5番	武山 裕一 君	6番	小野 正路 君
7番	田島毅三夫 君		

欠席議員 (0名)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	松延 宏幸 君
副町長	光本 速雄 君
会計管理者	川田真由美 君
教育長	奈良崎幸一 君
総務課長	生松 克祐 君
税務課長	安岡 良仁 君
住民課長	光本 孔士 君
産業建設課長	伊吹真貴博 君
教育次長	藤村明美智 君
地域包括支援	
センター事務局長	蛭子 浩久 君
総務課長補佐	大坪 靖幸 君
税務課長補佐	小池 昭平 君
住民課長補佐	田岡いずみ 君
産業建設課長補佐	手島 憲作 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	長崎 正仁
事務局職員	原田 容子

議事日程 別紙のとおり

議事のでんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 4番 小松 熙 君 5番 武山 裕一 君



平成28年第3回東洋町議会定例会議事日程

(第 2 号)

平成28年9月14日(水) 午前9時00分開議

- |         |        |                                       |
|---------|--------|---------------------------------------|
| [日程第1]  | 認定第1号  | 平成27年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定について            |
| [日程第2]  | 認定第2号  | 平成27年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第3]  | 認定第3号  | 平成27年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| [日程第4]  | 認定第4号  | 認定第4号                                 |
| [日程第5]  | 認定第5号  | 平成27年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| [日程第6]  | 認定第6号  | 平成27年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について       |
| [日程第7]  | 認定第7号  | 平成27年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について      |
| [日程第8]  | 認定第8号  | 平成27年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について      |
| [日程第9]  | 認定第9号  | 平成27年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第10] | 議案第35号 | 東洋町税条例の一部を改正することについて                  |

- [日程第11] 議案第36号 東洋町国民健康保険税条例の一部を改正することについて
- [日程第12] 議案第37号 東洋町駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第13] 議案第38号 平成28年度東洋町一般会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第14] 議案第39号 平成28年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第15] 議案第40号 平成28年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第16] 議案第41号 財産の取得について
- [日程第17] 議案第42号 高知県市町村総合事務組合理約の一部を改正することについて
- [日程第18] 発議第2号 参議院選挙における合区の解消に関する決議
- [日程第19] 議員派遣について
- [日程第20] 閉会中の継続審査・調査の申出について
- (1) 総務教育民生常任委員会
  - (2) 産業建設常任委員会
  - (3) 議会運営委員会
- [日程第21] 町政への政策提言について
- [日程第22] 一般質問

平成28年第3回東洋町議会定例会 平成28年9月14日 水曜日  
議事のでんまつ

議長

(今宮 裕明議長)

おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。  
直ちに、平成28年第3回東洋町議会定例会を開会いたします。  
(再開時間:午前9時00分)

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、議案として、決算認定9件、条例3件、補正予算3件、その他4件、議員派遣1件、閉会中の継続審査・調査の申出1件の計21件、それと一般質問であります。

日程に入ります。日程第1、認定第1号、平成27年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

質疑について、まず、本会議で提出されたすべての議案に対し、1人1時間以内、答弁時間も1時間以内とし、一問一答方式で行います。また、議会会議規則第54条の規定により、発言はすべて簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならず、質疑に当たっては、自己の意見を述べるできないことになっております。

その規定に反すると認めるときは、同規則第2項の規定により注意し、なお、従わない場合は、発言を禁止します。

次に、試行として反問権を導入します。執行部は反問する場合、反問しますと発言のうえ挙手願います。

本案については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。

平山決算審査特別委員長。

決算審査特別委員長

(平山 照生決算審査特別委員長)

決算審査特別委員会より報告いたします。  
9月8日に委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成27年度東洋町一般会計歳入歳出決算について審査を行いました。質疑、答弁の主な内容を報告します。なお、質疑、答弁の詳細については、報告書をご参照ください。

まず、歳入では、町税不納欠損額712万474円については、固

定資産税の滞納で、法定相続人による相続放棄や倒産があったため、納税者が不在となったことから、不納欠損処分としたことが主な原因である。国の交付金事業である地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金2910万円については、町商工持続発展支援事業や町地域活性化プラン支援事業などの財源に充てている。空き家活用促進事業については、白浜地区の1戸建てを借上げ、移住者住宅として改築した。などの質疑、答弁がありました。

続いて、歳出の総務費では、光ケーブル加入世帯新設工事512万6554円については、光ケーブル新規加入世帯24件分である。

次に、民生費では、保育所建替移転等検討調査572万4千円については、両保育園の高台移転の検討調査を実施したところ、現時点では、甲浦小学校の上の高台、野根地区老人憩いの家の敷地が適地という結果となっている。子育て世帯支援事業委託料243万8374円については、子育て世帯を支援するためのプレミアム商品券発行に伴う商品券の作成を商工会へ委託したものである。

次に、衛生費では、浄化槽設置整備事業補助金74万6千円については、5人槽で33万2千円、6～7人槽で41万4千円を補助し、施工費の3分の1程度を負担できる。

次に、農林水産業費では、特用林産業新規就業者支援事業680万円については、研修生を受入れ、2年間支援している。1年目が3名、2年目が1名である。

次に、商工費では、生見・白浜海岸特別清掃委託料181万9200円については、台風に伴う漂着物の清掃を実施した。生見公衆トイレ完了検査証紙代1万2千円については、生見海岸へ新築した公衆トイレの完了検査手数料である。

次に、土木費では、土地建物借上料6万100円については、白浜地区の移住者住宅の持主へ固定資産税相当額として支払っている。

次に、消防費では、津波避難路工事に伴う電柱等移設補償費148万992円については、甲浦1号幹線改良工事に伴う電気、電話、テレビ線の電柱移設費用である。

最後に、教育費では、図書購入費30万円については、選書会で子ども達も選んで購入している。アスベスト対策工事費3169万8千円については、アスベストは完全に除去できたと報告を受けている、などの質疑、答弁がありました。



議長

慎重に審査した結果、本案についての賛成は、西岡、小野、武山、小松、高畠、福島委員の6名、反対は田島委員の1名により、賛成多数をもって原案のとおり可とすることに決しました。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

(今宮 裕明議長)

以上で、決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。

これより討論を行います。討論は、議題となっている問題に対する事故の賛否の意見表明であり、自己の意見を他の議員に賛同させることでもあります。討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、認定第1号、平成27年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。本案に対する特別委員長の審査結果報告は認定するものであります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数(賛成:7 反対:1)であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第2、認定第2号、平成27年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。本案については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。平山決算審査特別委員長。

決算審査特別委員長

(平山 照生決算審査特別委員長)

決算審査特別委員会より報告いたします。

9月9日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成27年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算について審査を行いました。質疑、答弁の主な内容を報告します。なお、質

疑、答弁の詳細については、報告書をご参照ください。

諸収入の収入済額723万3005円については、貸付金の返納2件分が完済した、などの質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案についての賛成は、西岡、小野、武山、小松、福島委員の5名、反対は、田島委員の1名により、賛成多数をもって原案のとおり可とすることに決しました。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

以上で、決算審査特別委員長の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、認定第2号、平成27年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。本案に対する特別委員長の審査結果は認定するものであります。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数(賛成:7 反対:1)であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第3、認定第3号、平成27年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

本案については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。

平山決算審査特別委員長。

決算審査特別委員長

(平山 照生決算審査特別委員長)

決算審査特別委員会より報告いたします。

9月9日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成27年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について審査を行いました。質疑、答弁の主な内容を報告します。なお、質疑、答弁の詳細については、報告書をご参照ください。

現年分の保険税の不納欠損処分については、法定相続人が相続放棄したため、納税者が不在となったためである。などの質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案についての賛成は、西岡、小野、武山、小松、福島委員の5名、反対は、田島委員の1名により、賛成多数をもって原案のとおり可とすることに決しました。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

(今宮 裕明議長)

以上で、決算審査特別委員長会の報告が終わりました。

お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、認定第3号、平成27年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別委員長の審査結果報告は認定するものであります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数(賛成:7 反対:1)であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第4、認定第4号、平成27年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

本案については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。

平山決算審査特別委員長。

議長

決算審査特別委員長

(平山 照生決算審査特別委員長)

決算審査特別委員会より報告いたします。

9月9日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成27年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について審査を行いました。質疑、答弁の主な内容を報告します。なお、質疑、答弁の詳細については、報告書をご参照ください。

介護保険料の時効は2年間であるため、2年を経過した分については不納欠損処理した、などの質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案についての賛成は、西岡、小野、武山、小松、高島、福島委員の6名、反対は、田島委員の1名により、賛成多数をもって原案のとおり可とすることに決しました。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

以上で、決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。これより討論を行います。討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、認定第4号、平成27年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。本案に対する特別委員長の審査結果報告は認定するものであります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数(賛成:7 反対:1)であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第5、認定第5号、平成27年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

本案については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。

平山決算審査特別委員長。

決算審査特別委員  
長

(平山 照生決算審査特別委員長)

決算審査特別委員会より報告いたします。

9月9日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成27年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について審査を行いました。質疑、答弁の主な内容を報告します。なお、質疑、答弁の詳細については、報告書をご参照ください。

ホームヘルプサービス事業収入が減額したのは、施設への入所者が増加し、利用者が7名減少したことによる、との質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については賛成全員で原案のとおり可とすることに決しました。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

以上で、決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、認定第5号、平成27年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別委員長の審査結果報告は認定するものであります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第6、認定第6号、平成27年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

本案については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長

平山決算審査特別委員長。

(平山 照生決算審査特別委員長)

決算審査特別委員会より報告いたします。

9月9日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成27年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について審査を行いました。質疑、答弁の主な内容を報告します。なお、質疑、答弁の詳細については、報告書をご参照ください。

長寿命化計画策定事業960万円については、下水道浄化センターマンホールポンプ場の耐用年数が経過しているため、今後も維持するための調査を実施した、などの質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については賛成全員で原案のとおり可とすることに決しました。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

以上で、決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、認定第6号、平成27年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別委員長の審査結果報告は認定するものであります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第7、認定第7号、平成27年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

<p>決算審査特別委員長</p>	<p>本案については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。</p> <p>平山決算審査特別委員長。</p> <p>(平山 照生決算審査特別委員長)</p> <p>決算審査特別委員会より報告いたします。</p> <p>9月9日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成27年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について審査を行いました。質疑、答弁の主な内容を報告します。なお、質疑、答弁の詳細については、報告書をご参照ください。</p> <p>水道料金の徴収業務では、集金人4名を雇用し、甲浦、野根、生見、名留川で2202件の徴収業務を行っている、などの質疑答弁がありました。</p> <p>慎重に審査した結果、本案については賛成全員で原案のとおり可とすることに決しました。</p> <p>以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>以上で、決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。</p> <p>お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>これより討論を行います。討論はありませんか。</p> <p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これより、認定第7号、平成27年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。</p> <p>本案に対する特別委員長の審査結果報告は認定するものであります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。</p>

日程第8、認定第8号、平成27年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

本案については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。

平山決算審査特別委員長。

決算審査特別委員長

(平山 照生決算審査特別委員長)

決算審査特別委員会より報告いたします。

9月9日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成27年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算について審査を行いました。質疑、答弁の主な内容を報告します。なお、質疑、答弁の詳細については、報告書をご参照ください。

自然休養村管理センター施設使用料99万690円について、温浴施設は、2222名の利用があった、などの質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については賛成全員で原案のとおり可とすることに決しました。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

以上で、決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、認定第8号、平成27年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別委員長の審査結果報告は認定するものであります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。



日程第9、認定第9号、平成27年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

本案については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。

平山決算審査特別委員長。

決算審査特別委員長

(平山 照生決算審査特別委員長)

決算審査特別委員会より報告いたします。

9月9日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成27年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算について審査を行いました。質疑、答弁の主な内容を報告します。なお、質疑、答弁の詳細については、報告書をご参照ください。

保険料の時効は2年間である、などの質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については賛成全員で原案のとおり可とすることに決しました。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

以上で、決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、認定第9号、平成27年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別委員長の審査結果報告は認定するものであります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第10、議案第35号、東洋町税条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第35号、東洋町税条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第36号、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第36号、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第37号、東洋町駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。

通告がありましたので、これより質疑を行います。

1番、福島登君。

1番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>皆さん、おはようございます。議長、質疑の機会を与えていただき、本当にありがとうございます。できる限り簡潔にしたいと思っておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>私からの質疑は、議案第37号、東洋町駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、3点をお聞きいたします。</p> <p>1つ目は、料金回収機器等の老朽化により1千万円余りの費用をかけ、後払いシステムを導入すると説明を受けましたが、後払いシステムを導入することでの保守管理等のリスクは考えているかどうか説明をしてください。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>福島議員の質疑にお答えをいたします。</p> <p>保守管理等の費用面でのリスクについては、精算機のリース料年間約285万円、保守委託料は現行システムより約13万円の増額となります。</p> <p>また、駐車券の発行が必要となりますので、平成26、27年度の駐車台数平均2万838台分をベースとして、年間約2万9500円、合わせて約300万円の経費が現行のシステムよりも増額となる見込みです。</p> <p>なお、過去数年の決算会計では、現行の精算機のリース料は含まれていませんので、単純には比較できない部分もあります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>1番、福島登君。</p>
1番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>2つ目に、利用または管理の状況によっては、機器の設定で前払いシステムに再度変更できるかどうか説明をしてください。</p>

議長	<p>(今宮 裕明議長) 伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長) 福島議員にお答えいたします。 精算機の設置後に前払いシステムに変更はできませんが、駐車券の発行機を停止させて、出る時に支払いするシステムには変更は可能です。 また、工事費を伴いますが、配置替えをすることにより、前払いシステムへの変更は可能となります。 以上です。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長) 1番、福島登君。</p>
1番議員	<p>(福島 登議員) 3つ目です。過去数年の料金収入と利用数の推移、また、改定後の試算についてしているようであれば、説明をお願いいたします。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長) 伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長) 福島議員にお答えいたします。 過去の料金収入と利用台数ですが、町直営になったのは、平成24年度からとなっておりますので、24年度については1125万9490円、2万6001台となっております。平成25年度は、1074万3150円、2万4813台、26年度が985万5570円、2万1477台、平成27年度が919万4640円、2万260台。 次に、試算についてですが、現行システムでは収入が平成26、27年度の平均で952万5千円となっております。支出が111万7千円、収支差額が840万円の黒字となります。 新しいシステムでは、平成26、27年度の利用台数、平均約2万800台ベースに試算をすると、収入は約1198万円となり、現行システムよりも約250万円の収入増を見込んでいます。また、支出につ</p>

	<p>いても、リース料や保守料、駐車券発行手数料など約412万円を見込んでいますので、約300万円の支出増となります。収支差額は、約786万円の黒字となります。</p> <p>この黒字額からトイレ、シャワーの維持管理費や清掃賃金等を賄いますので、ある一定の収入を確保する必要があります。それらを勘案した結果、今回、1台1回につき120円の値上げと、精算方式を採用しています。</p> <p>また、精算方式にすることにより、車中泊などを抑制して民宿等への宿泊増にも繋がることを期待しているところです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>1番、福島登君。</p>
1番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>再問です。先ほどの説明からいいますと、少し利用数が下がっているような傾向もありますので、経費も含めた増収方向にさせていただくように、よろしく願いいたします。</p> <p>それと再問ですが、駐車料金の改定によりですね、不法駐車が心配されることと、利用者への周知について、どのような対策を考えているか、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>福島議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>不法駐車についてはですね、特に対策としてはないんですけども、清掃をしている方にコーンを置いていただいたり、バーを置いていただいたりという形で取組んでいきたいと思っております。</p> <p>なお、悪質なものについては、警察等へ通報するという形を取りたいと思っております。</p> <p>(自席より、利用者への周知はと発言あり。)</p> <p>改訂をする看板につきましては、議会後ですね、看板を作成しまして、1ヶ月ほど掲示をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願</p>

議長	<p>いたします。 以上です。</p> <p>(今宮 裕明議長) 続きまして、7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員) 混乱が。質問じゃなくて討論に全部回す。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長) 質問やめて討論の方へ、分かりました。 他に質疑はありませんか。 (自席より、なしと発言あり。) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論はありませんか。 7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員) 質疑の通告をしてありましたが、ほとんど言うていただきました。反対討論といいますか、生見駐車場はですね、年々利用者が減っておりますね。3年間で150万円以上も収益が少なくなっています。今回から後払いにしましたが、24時間で600円では、日帰りや短時間駐車車のサーファーが入りにくいのではないかと。 これは直接何人かに聞き取りしましたが、やはりそれは是非、短時間にしていきたい、朝来て晩までに帰る方がだいぶおるようです。こういうことは、やはり利用者の減になっているのではないかとというような気もいたします。 ということで、12時間客を480円に据え置き、以後、24時間を600円とするよう求めて反対討論といたします。 以上です。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長) 賛成者の討論はありませんか。 (自席より、なしと発言あり。) 反対者の討論はありませんか。</p>

	<p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>他に討論はありませんか。</p> <p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これより、議案第37号、東洋町駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。</p> <p>挙手多数(賛成:7 反対:1)であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第13、議案第38号、平成28年度東洋町一般会計補正予算第2号を定めることについての件を議題とします。</p> <p>通告がありましたので、これより質疑を行います。</p> <p>1番、福島登君。</p>
1番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>議案第38号、平成28年度東洋町一般会計補正予算第2号を定めることについて、3つお伺いいたします。</p> <p>1つ目は、商工振興費の商工持続発展支援事業補助金についてでございます。商工持続発展支援事業は、東洋町内全体の商工業の発展に繋がることが重要だと思えます。</p> <p>この事業については、当初の予算で1千万円、今回の補正予算で補助金への追加補正500万円を計上しています。</p> <p>そこで、この補正の必要性と、この補助事業が東洋町の商工業発展にどのように貢献しているのか、また、補助を受けた方の安定経営、増収に繋がっているか説明をよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>福島議員の質疑にお答えをいたします。</p> <p>平成28年9月13日現在の申請者の件数は14件です。</p> <p>そのうち、交付決定済みが12件、交付決定見込みが2件、合わ</p>

せて14件です。補助金支出予定額が988万9千円となり、残額が11万1千円となります。今後、希望している方が2件ございます。それと、その分と新たな申請3件分を見込んで補正計上をしております。

また、どのように貢献し、安定経営に繋がっているのかでござい  
ますが、平成27年度からの事業の実施でござい  
ますので、すぐに効果の出るもの、出ないもの、収益に繋がるもの、繋がらないものな  
ど、事業内容により様々でござい  
ますので、現時点では調査を行って  
おりません。

また、今後ですね、ある一定期間経過後事業効果等についてアン  
ケート調査等の実施に向けた検討をする必要があると考えておりま  
す。

以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

1番、福島登君。

1番議員

(福島 登議員)

今の答弁にもありましたように、今回の補正の500万円について  
は、追加の5件分ということでお伺いをしました。

それと、調査のことについても答弁がございましたが、この補助金  
交付要綱及び事業実施基準に基づき、財産の管理等について、こ  
れは町長の判断ではありますが、報告を求めることや調査は今後必  
要だと思えます。支援したことによりですね、どのような効果が現れ、  
地域経済の安定や住民生活の向上に繋がっているか、支援したが  
有効に使われていないなどの事例があった場合は、執行部の事業  
採択基準をより厳格に運用するなどの見直しも必要になるかと思わ  
れます。

ただ、この事業は資金不足等で機械等の買い換えができない事  
業者や、新しく起業を考えている人に対しては、一定の雇用にも繋が  
っていると思えますので、よろしくお願いをいたします。

次に、2つ目の質問です。観光物産センターの改修についてで  
ございます。これの1つ目、当初予算の特別委員会において、執行部  
は観光物産センターを観光振興協会の事務所として活用するよう、  
工事費200万円で施設全体を改修する計画をすると、答弁をして  
おります。



	<p>今回の補正予算で、新たに設計委託料250万2千円、改修工事費への追加補正1千万円を計上し、総工費1452万8千円で改修するとしていますが、当初の改修計画が変更されたのか、または、当初計画から補正を視野に入れた改修計画だったのか、説明をお願いします。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長) 伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長) 福島議員の質疑にお答えをいたします。 当初予算の特別委員会の時点では、町単独予算でもあり、必要最小限の改修計画を考えていましたが、平成28年度の担当課長会において、補助事業の説明があり、これまで公共施設は対象外だったものが対象となり、活用できることになりました。急遽、大規模改修の計画変更をして申請することになりましたので、今回の補正に計上をさせていただいております。 また、この事業は、国、県合わせて補助率4分の3、残額の4分の1の町負担分についても過疎債が適用されるなど、有利な補助事業となることから、計画を変更しています。 以上です。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長) 1番、福島登君。</p>
1番議員	<p>(福島 登議員) 完成後、観光振興協会が利用するのであればですね、事務所機能や小会議、観光案内等、今後の活動内容に沿った計画的な改修が求められると思いますが、どのような活動を想定した改修か、説明をお願いいたします。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長) 伊吹産業建設課長。</p>

産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>福島議員にお答えをいたします。</p> <p>現段階では、観光振興協会と協議している内容ですが、観光案内所と事務所の機能、それと店舗の機能を持った改修を考えていますが、詳細な設計については決まっておりません。</p> <p>今後、設計会社が決まれば、町、観光振興協会の3者で改修内容について協議をし、観光案内等の機能を十分に果たせ、観光客が利用しやすい施設にしていきたいと考えています。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>1番、福島登君。</p>
1番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>現在、海の駅東洋町が観光案内の拠点としての役割を担っていると思いますが、観光案内の拠点を物産センターに移すのか、また、改修後の建物の使用料の改定及び観光振興協会が利用する場合の電気、下水道等の公共料金の支払いなどはどのようにお考えか、説明をお願いいたします。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>福島議員にお答えをいたします。</p> <p>海の駅東洋町での観光案内については、これまでどおり実施をしていきますが、観光振興協会はこれまで休日や祝日に観光振興協会の窓口が役場にあったため、十分に機能していなかった面もありましたので、今後は、体験観光や、東洋町の史跡、宿泊や食事場所など観光客の目線に立った充実した観光案内ができるように期待をしているところです。</p> <p>また、改修後の観光物産センターの使用料及び電気、水道などの光熱水費については、使用者である観光振興協会が町補助金等の中から負担するべきだと考えております。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>(今宮 裕明議長) 1番、福島登君。</p>
1番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>そうですね、費用については東洋町の負担はないというような説明でございました。それでもですね、我々国民の税金で納めたものの、再配分で事業を行う以上ですね、町民の理解が得られるような計画的かつ有効な事業を進めていく必要があると思います。</p> <p>次の質問に移ります。東洋町地域防災センターの建築確認申請委託料についてでございます。巨大地震や津波被害の発生時から、復旧、復興に向けて、津波想定区域にある東洋町役場本庁舎の情報伝達、防災機能を移転することを目的に建設としている東洋町地域防災センターについて、今回の補正予算で建築確認申請委託料390万円を計上しております。</p> <p>全体の構造や目的に対する機能等について、説明をお願いいたします。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長) 生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>おはようございます。それでは、福島議員の質疑にお答えをいたします。</p> <p>地域防災センターにつきましては、資料を添付しておりますので、それを基にご説明をいたします。地域防災センターについては今後、詳細な設計をいたしますので、現在は計画段階でございます。ご了承下さい。</p> <p>まず、全体の構造につきましては、鉄筋コンクリート3階建て、延べ床面積約700平米、211坪、高さ約17メートルでございます。資料の2枚目にイメージ図を添付してございます。また、3から4枚目には、1階からの平面図を示しております。少し字が見えにくく、大変申し訳ございません。ご容赦いただきたいと思います。目的に対応する機能等については、3枚目をご覧ください。左側の1階は、柱のみで地面と玄関、および2階以上へ通じる階段となっております。</p> <p>また、屋外からも避難できるよう、階段を整備いたします。右の2階</p>

は、避難所兼防災学習室、備蓄倉庫、トイレなどを整備、3枚目の左側、3階は災害対策本部室、会議室、防災倉庫、防災無線機器類、サーバー類ですけれども、トイレを整備、右側の屋上は非常用発電機、浄水の水槽、避難スペースなどを整備する計画となっております。

現在、本庁は2階の中段まで浸水する予測となっており、本庁の重要な機器類等はすべて浸水いたします。また、浸水に伴い、配線、電気ですけれども海水などでショートし、その場合、完全に本庁の機能は有しなくなると想定しております。そこで、それらの問題に対応するために、議員のおっしゃられた目的とした地域防災センターを庁舎周辺に建設することとしております。建設年度につきましては、次年度以降、2ヶ年を計画しております。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

(自席より、再問ですと発言あり。)

議長

(今宮 裕明議長)

1番、福島登君。

1番議員

(福島 登議員)

今、説明があったように、詳細な計画については今後というお話もございました。資料にですね、耐震構造等の記述がなかったことと、耐震度の説明がなかったこと、それと一定の避難スペースを確保するということがありましたが、その想定人数はどれくらいになるか、それからですね、空から見る屋上平面表示及び側面の表示など、施設表示は今後の計画の中でだと思いますが、どのように考えているか説明をよろしくお願いいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

それでは、お答えいたします。

避難収容人数につきましては、屋上で約100人程度となっております。

	<p>また、屋上の表示、上空からどのような施設かという確認できる表示、それと建物の施設名の看板ですね、それにつきましては、また設計の段階で検討して、盛り込めるようであれば盛り込んでいきたいと思えます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長) 1番、福島登君。</p>
1番議員	<p>(福島 登議員) 最後にもう1つだけ、再問をさせていただきます。 どうしてもここに気になるところが、やはり1度聞いておかなければいけないことがあると思えます。2階部分以上は津波想定浸水高を超えているということですが、発災時には移動が困難になるなどのリスクも含めですね、津波浸水想定区域に建設することをどのように考えているか、最後にその部分をお聞かせ下さい。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長) 生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐総務課長) それでは、お答えをいたします。 以前にも他の議員からですね、津波浸水区域になっている庁舎周辺の敷地より、高い山、高台に移転すればというような質疑もございました。 しかしながら、防災センターを建設する場合の中の機器ですね、これは防災無線を設置いたします。日々それは、本庁におきましては、常に、毎日利用します。それと、毎日出入りもいたします。何回も出入りいたしますので、それが今現在、高台での整備となりますと、そこまでの移動時間、何回も往復すると、業務に支障をきたすというようなこともあります。 理想でいえば高台に整備するのが一番理想なんですけれども、本町の場合、高台でもインフラ整備などもありますので、そういった財源面から整備面から考えた場合ですね、中々現実的には難しいのではないのかなというところもございます。ですので、今回の地域防災セ</p>

議長	<p>ンターにつきましては、津波に堪えうる3階建ての高さで整備を役場周辺で実施したいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>福島登君の質疑が終わりました。</p> <p>続きまして3番、高島俊彦君、質疑を始めて下さい。</p>
3番議員	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>おはようございます。議案第38号、平成28年度一般会計補正予算第2号、ふるさと納税について、質問いたします。</p> <p>今回、ふるさと納税関係予算として、歳入1200万円、歳出では1237万3千円のうち600万を積み立ててると聞いています。ふるさと納税の取組みについては、6月から本格的に取組み、わずか3ヶ月で納税者が820件、納税金額が800万円と報告を受けました。これは、前年度の15件、約220万円をはるかに超えており、職員の並々ならぬ勤勉努力の成果であり、敬意を表したいと思えます。</p> <p>そこで、お聞きいたします。1つ目として、ふるさと納税者への返礼品に苦慮されていると思いますが、どのような物を返礼品として取扱っているか、また、種類はいくつくらいあるのかお聞きいたします。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>それでは、高島議員の質疑にお答えをいたします。</p> <p>返礼品の取扱い、種類がいくつあるかにつきましては、本町の場合、今まで純粹に寄附金のみの返礼品を行っておりまして、その返礼品はその季節の本町特産品を返礼品としておりました。ポンカンはじめ、海産物などでその時々によって種類はいくつもございました。その都度、品物を決めておりました。</p> <p>それと、この6月にふるさとチョイスというものを始めまして、これは返礼品を主にした寄附金のことでございますが、その返礼品及び種類は町内の業者であわび、野菜、マグロなどの鮮魚、米、魚の干物、伊勢エビ、足袋エビ、ジビエソーセージなどで13品ふるさとチョイ</p>

<p>議長</p>	<p>スにインターネットで募っております。 以上でございます。</p> <p>(今宮 裕明議長) 3番、高島俊彦君。</p>
<p>3番議員</p>	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>これから、ふるさと納税の本格的に入ると思うのですが、今回820件、ほとんどの方が返礼品目的のふるさと納税だと思いましたが、これについて、返礼品などの確保は整っているのかお聞きいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長) 生松総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐総務課長) 返礼品の確保</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長) ちょっと休憩します。 (休憩時間:10時06分)</p> <p>高島議員に質疑内容についての確認。</p> <p>始めて下さい。 (再開時間:10時07分)</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐総務課長) それでは、お答えいたします。 体制につきましては、今まで6月で実施してきた中で、たくさん様々な課題がございましたが、ある一定クリアできまして、要綱もほとんどできておりますので、体制は整えております。 これから公募して町内の業者にある一定条件はございますけれども、どんどん品数を増やして募っていきたいと思います。 以上でございます。</p>

議長	<p>(今宮 裕明議長) 3番、高島俊彦君。</p>
3番議員	<p>(高島 俊彦議員) 付け加えて申し訳ありません。 3つ目の質問に入ります。今年度の最終的な納税の件数と、金額の目標があれば教えてください。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長) 生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐総務課長) それでは、お答えいたします。 目標につきましては、まず件数の目標は設定しておりませんでした が、今年度の寄附金額を年間で1200万円としておりました。現在は 820件、800万円強でございますが、月平均で計算いたしますと、2 00万円前後の寄附金を受けておりますので、予想なんですけれども 目標以上にはなるのではないかと期待をしております。 以上でございます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長) よろしいですか。3番、高島俊彦君。</p>
3番議員	<p>(高島 俊彦議員) このことは、これだけ件数が増えてきたら地場産品が売れますし、 また、町に納税金が入ってきます。中には返礼品を製造する人がで き、産業振興に繋がるかもしれません。このふるさとチョイスは、町に とっては初めての試みであるにも関わらず、これだけの成果を挙げる ことができ、平成11年、17年前に同僚議員の小松熙議員が作った 生見駐車場に次ぐ久々の快挙だと私は思っております。賞賛すると ともに敬意を表します。 これで私の議案質疑は終わります。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長) 高島俊彦君の質疑が終わりました。</p>



7番議員	<p>続きまして、7番田島毅三夫君の質疑を始めます。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>非常に悩んでおります。前段の議員の漏れた部分を拾わせてもらいながら、重複すると思いますが、すみません。よろしく申し上げます。</p> <p>ふるさと納税寄附金について、お聞きしたいと思えます。1200万円、返礼品600万円の内容をお聞きします。平成28年度のふるさと納税寄附金が今回の補正でやっと1500万円となりましたね。昨年度までは200万円ちょっとしかなかったのですが、一挙に1500万円にアップしたこの理由と伺いますか、増額補正の理由をお聞きしたいと思えます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>質疑にお答えいたします。</p> <p>現在ですね、8月の後半分もございまして、もう1千万に達していることも聞いておりますが、実質はこの6月からスタートしたばかりですね。この制度はインターネットを通じてふるさとチョイスという制度に加入したということでございまして。他町村は早くからこの制度に加入してやっていたと。これに東洋町は入って利用してなかったということで、これまではですね、町内に関係する方々からの純粋な寄附金だけで対応してきたということになっております。年何回かに分けてですね、特産品などを、議会だよりを入れたり、広報を入れたりとかですね、懐かしんでいただくというような意味合いもございまして、丁寧な謝礼をしてきたつもりです。が、すべての経費はですね、交際費から賄ってきておりました。</p> <p>今回、ふるさとチョイスという返礼品目的での寄附金を募るということで、初めて予算化させていただいたわけですが、今の調子でいきますと順調に推移しておりまして、ひょっとしたら臨時議会でもですね、追加の補正予算を組まないかんかなという状況にもなっております。このふるさとチョイスに参加してなかったということが主な原因だというふうに考えております。</p>

<p>議長</p>	<p>以上です。</p> <p>(今宮 裕明議長) 7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>そういう答弁をいただきましたが、今までは寄附金に対する返礼ということで約8パーセントだったと、返礼がね、今回それを50パーセントに増額したということがひとつの大きな要因だと思います、増えた要因だと思います。</p> <p>ただ、本町のようにね、よその市町村から比べたら後発組なんですよ。よそは5年、6年前から全力投球して行って、桁の違うような納税を受けていますが、やはりこの遅れた分を取り返すということになればね、どうでしょう、ひとつは他町より多くの返礼が必要ではないか。返礼額といいますか、量といいますか、そう思うんですが町長の考えをお聞きしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長) 松延町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>今現在でもですね、この制度、返礼品目的ということですので、5千円から1万くらいをめどにですね、やっているわけですが、だいたい経費などを差引きますと、3割程度が残れば良い方だというふう聞いております。奈半利町の例もそうなんですが、それが今それを目処にですね、業者の方々にも努力していただいているというところがございます。</p> <p>ちなみに、奈半利町の場合は、財政調整基金を取崩して5億円くらいを使っているという話も聞いておりますが、その倍の額の寄付が集まれば今日の新聞にも載ってございましたけれども、実質7億くらいが純粹に残るお金というふうになるわけでございます。そのですね、制度の趣旨のこともございます。目的から逸脱しないように、また、過度な返礼品競争にならないことを総務省からの通知も来ておりますけれども、このようなことは3月議会でしたかね、にも答弁したところでございます。</p>

<p>議長</p>	<p>今後、動向を見ながらですね、特産品の開発などにも取組んでいきたいというふうにも思っております。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(今宮 裕明議長) 7番、田島毅三夫君。</p>
<p>議長</p>	<p>(田島 毅三夫議員) どういたしますか、先ほど課長の答弁の中に種類ということがありましたね。魚、干物、あるいは米等や野菜、果物いっぱいありましたが、ひとつお聞きしますが、これは公平に産出者、生産者から公平な形で購入してあげてくれているのでしょうか。</p>
<p>7番議員</p>	<p>その点を先にお聞きしておきます。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長) これは2番目の返礼品の質問ですか。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員) うん。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長) 2番目の質問ですね。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員) ごめんなさい、2番目の質問に移ります。 特産品の種類とはというところの中の今いう、公平に購入してあげているのか、これだけ取り上げさせていただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長) 分かりました。 生松総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐総務課長) それでは、お答えをいたします。 ふるさとチョイスにつきましては、この6月から実施をいたしました。まず、開始に伴いまして、公募というよりうちの役場から業者に対して</p>

<p>議長</p>	<p>こういう品物で扱っていただけないかというような形で始めました。</p> <p>というのもですね、業者間との発送料金とか、箱代とか郵送に係る事務、メールでのやりとり、ファックスでのやりとりとかいろいろ様々な問題を抱えておりました、一般的に公募というか購入してというやり方は、まだちょっと早いかなと思ひまして、今そのような形で試行錯誤しながら始めた次第でございます。だいたいこの8月くらいで落ち着いてきまして、ある一定様々な条件をクリアできましたので、これから公募ですね、募って品数を増やしていきたいと思っております。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>公平ということは、これは行政のすることですからね、ほんまによく考えてやっていただきたいと思ひます、苦情の出ないように。</p> <p>次に、そのもう1つお聞きしておきますが、この一次産品というのは先ほども言われましたが、時期的なものもあります。天候的なものもあります。そういうことによって変動いたしますね。それももちろん大事です、町の特産品として。</p> <p>しかし、実は都会の人に喜ばれるものを考えていくという視点に立った場合にですね、手作り産品の開発を全町に奨励してですね、特徴のある商品を開発していく予定といいますか、計画はございませんか。</p> <p>お聞きしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>松延町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>3ヶ月の試行期間ということですね、取組んできたわけです。それまでに、インターネットに計上するまでにも色んな手続き的な準備段階もございましたが、今後ですね、様子を見ながらいろんなことにも取組んでいかないかということですが、まず、この3ヶ月の取組みというのは、まず商品をこればで提供しますというようなものをネットに出します。</p>

	<p>これにどれくらい反応があるかというのを見ていきながらやっている段階ですので、今後、季節によってですね、柑橘類なども全然出しておりません。返礼品として扱える時期、時期のものだけをネットに載せているというやり方をしておりますので、まだまだ今後開発の余地があると思っております。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長) 7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員) どうも、質問がちょっときこちなくて申し訳ございません。混乱しています。 今後ですね、3番に移りますが、今回の補正でも他の市町村から比較すれば増えたといえども10分の1くらい、あるいはもっと少ないんですよ。 この分をどのようにして、これから計画は早いほど良いんですが、取返していくか、今後どのようにして増額していくかということは何か計画といいますか、そういう考えといいますか、あったらお聞きしたいと思えます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長) 生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐総務課長) それでは、お答えいたします。 アップにつきましては、これから公募により返礼品の品数を増やしていきたいと思えます。できる限り数を増やして、インターネットに載せて取扱ってはいきたいと思えます。今、それ以外に尽きるというところでございます。 以上でございます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長) 7番、田島毅三夫君。</p>

7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>1点お聞きします。</p> <p>追いつき追い越しリピーターを増やすということは大事だと思うんですよ。そのためには特産品の開発をね、返礼品の総額が必要であります。そういうことに力をいれていただきたい。ひとつの私の考えですが、</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>提案、提案。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はいはい。考えですが、それをどうかお聞きしたいと思います。</p> <p>山や野原にはね、山草や薬草がいっぱいあります。上勝町のような真似をすることはありませんが、川や海や磯は宝の山であります。それらを活用した手作りの薬草や、入浴剤、漬物、味噌、お茶など手作りの特産品を開発して返礼すれば喜ばれるのではないかと、また、1泊2日の東洋町・・・</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>田島議員、提案はだめですよ。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>納税者を募っては、そういうことも計画の中に入れておられますでしょうか、お聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>松延町長。</p> <p>ちょっと、言うこと聞いてもらわんと困りますね。</p>
町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>3ヶ月の取組みでございますので、試行錯誤して取り組んでいるところでございます。がんばっていきたくております。よろしく願いします。</p>

議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>いいですか。ここで、15分間休憩をします。 再開は35分、10時35分でお願いします。 (休憩時間:10時22分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。7番、田島毅三夫君。 (再開時間:10時35分)</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>2つ目の質問に移ります。町遊休農地有効活用補助金100万円について、お聞きしたいと思います。</p> <p>農地活用、農業振興への朗報ということで思ってるんですけども、この事業は、ポンカン園の遊休農地再生に10アールあたり9千円を補助すると聞きました。現所有者が再生の場合も出るのでしょうか。現所有者が一旦放棄地にしておいて、遊休地にしておいて、再度やる場合も出るのでしょうか。町外移住者や新規就農者、また非農業者が農地を借りた場合でも申請できるのでしょうか。</p> <p>1点、先にお伺いします。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えをいたします。</p> <p>この事業については、6月議会でも田島議員の質疑で内容は説明をしております。今回、その質問の内容です、対象者ということで1つ目に、遊休農地等の所有者と3年以上の利用権の設定をして事業を実施するものが1つ、それと2つ目に、利用権の設定が農業経営基盤促進法に基づき、公告をされていることとなっていることから、所有者が自ら再生する場合には対象外となります。</p> <p>また、移住者、新規就農者、農業者になる見込みの者も含めて利用権の設定ができれば、申請は可能となります。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>(今宮 裕明議長) 7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員) 農業というのは、今、本当にみなさん知ってのとおり、本当に崖っぷちに立っております。そういう中で、こういう事業というのは非常にうちは賛成といいますか、歓迎しておりますけれども、こうした農業振興、農地再生支援はですね、現在これは町の補助としてやっておりますけれども、これは県や国とのタイアップという、そういうその、ふるさと創生的な、2番に移ります。補助はタイアップして出せないのか。2番目・・・失礼しました。お聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長) 伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長) 田島議員にお答えをいたします。 タイアップして、できるものとできないものがありますので、今後、補助金を活用する場合には相談していただいて、県と協議しながら決めていきたいと考えています。 以上です。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長) 7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員) いやあのね、相談していただいてと言いましたが、それはこちらの方の農業者の方から、申請者の方から相談するのでしょうか。こういうことがあれば、こういう、今いう制度もありますが、これを使ったらどうですかというような形のね、やはりその、職員の行政の方からそういうことをやっぱりしてあげるくらいのサービス精神がなければいけないと思います。それはまた今後、話し合いしたいと思います。 3つ目になります。経営持続への支援策は必要ではないかということでお聞きしたいと思いますが、遊休地を再生して営農を始めましても、ご存じのとおりなかなかこれを継続していくというのは難しい、</p>



厳しい状態になっております。いろいろと新しい農業を考えている人もおりますけれども、植えたけれどもなかなかそれは厳しいと、色んな事情があります。温暖化の現状もあります、有害鳥獣の問題もあります。それから、経済的な問題もあります。

そういうことによって、なかなか経営が成り立たず、数年で止めていくという、こういうことも多々ありますが、そういうものに対しての支援というものは、これは今後どうでしょうか。考えていく予定といたしますか、考えはあるでしょうか。お聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

田島議員の質疑にお答えをいたします。

新規就農者についてはですね、ひと・まちプランへの担い手となる要件とかありますけれども、青年就農給付金や新規就農推進事業補助金など、給付金事業がありますので、そういうものを活用していただいて、経営の手助けといたしますか、ということになるのではないかと考えています。

ただ、継続してやっている方についてはですね、今のところ補助金はありませんので、今後、そういう問題も含めて検討していきたいと考えています。

以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

議長、3番目の質問に移ります。よろしいか。

検討すると言われました。耳にかっちり受け止めてますんで、また検討した結果どうですか、どうですかとびっしり聞きに行きますので、お願いします。

3番目の質問に入ります。農道用排水路改修費として100万円計上されております。この間の説明では、河内川、お岩ですね、お岩の堤といたしますか、堰堤というんですかあれば、撤去をするということで

した。

その理由は、水害防止策として、河内川の堤防を撤去すると、あの堤によって、しかしその、うちも見てきましたけれども、水面よりちょっと上がっていますけれども、道路面からいけば大分下に下がった所にありますね。そういうもので、それは本当に水害に影響しているのかということも疑問に思っただけでしたが、あの堤はですね、皆さん知ってのとおり冬場でも夏場でも一定の水があって、夏は子どものプールとなっておりますね、蛍の生息にも一役買っております。日照りの時には貴重な水源になって、昔から生活用水としても種々活用して重宝されております。昔のような淵がほとんど無くなったんですよ、河内川にはね、水が少なくなって。そういう中で、このお岩といえはですね、昔から子どもにとっても帰省者にとってもですね、非常に思い出の場所であり、最大の名所であります。そういう意味ではですね、こういうことも考えて、上でなおかつこれが必要と考えて計画を練ったんでしょうか。お聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

手島産業建設課長補佐。

産業建設課長補佐

(手島 憲作産業建設課長補佐)

田島議員の質疑にお答えします。

河内川三反田頭首工は、右岸にあった田んぼの用水を確保するために設置されました。現在は、田んぼはなく、農業用水としては機能しておりません。夏に子どもたちの遊び場等となっておりますが、平成26年に河内川が氾濫して住宅等にも浸水被害があったため、昨年7月に河内地区長から災害の要因ともなる使っていないこの頭首工の上部の撤去の陳情がありました。

そして、今年6月21日に住民と町議会議員との地域意見交換会の中でも撤去の要望がありましたので、今回補正にて頭首工の上部撤去費を計上させていただきました。

以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>分かりました。</p> <p>うちも、今いう意見交換会には出ておりましたので、一住民さんからの意見は聞いております。私の考えとしたりはですね、あれくらいの高さの堰堤に水流をそのまま、2番目になります。その水害が起こるほどの水流を堰き止めるという、そういう害があるのかなというようにも何回も見てから考えたんですけどもね、真ん中は2箇所、3箇所か2箇所か流れるようになっております。そういうその今言われたような、そういう被害の起こるとい、何ですか、構造的なものとか、あるいはそういうものについて専門家といひますか、調査をしていただいたんでしょうか。</p> <p>そして、これはどうしてもやっぱりこれを除けなければ被害が出るというような結果が出たんでしょうか。</p> <p>お聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>手島産業建設課長補佐。</p>
産業建設課長補佐	<p>(手島 憲作産業建設課長補佐)</p> <p>お答えします。</p> <p>専門家の意見は聞いていませんが、町としましては、地区の不安を取除くために今回補正にて頭首工上部の撤去費を計上させていただいております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>気持ちは分かります。人数的なものは知りません。27年には部落から上がってきたと聞いておりますが。この間は1人やったんですけどね。そういう方がおられて不安があるということはよく分かりますが、ただ、根拠がなければね、これが影響している、これによって障害が起こっているという確かな根拠があれば、私も何も言いませんけれども、それを一遍まず調べていただいたらどうでしょうかね。</p>

	<p>ほんでそのうえで、やはりこれはいかんということであればやっていただく。もし万が一、それが関係ないということであれば、できれば私はこのままにして住民さんの憩いの場においてあげたらどうかなと思うんですが、いかがでしょうか。</p> <p>もう一遍お聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>頭首工についてはですね、上部分が50センチくらい出てます。</p> <p>それによって、流木とかそういうものが挟まって水害を起こすという可能性もありますので、それが直接原因とはなりませんけれども、要因となる可能性がありますので、そういうことも含めて検討をしています。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>そういうことで、もう1点だけお聞きしたいと思います。</p> <p>そういうことであればね、自分の考えですけども、どうなんですか、その50センチを20センチなり25センチなりに下げるといようなことも考えられるんですかね。今いう頭首工の高さが50センチあって危ないというのであれば、それを20センチくらいに下げるとかね。</p> <p>要するに、あそこで水遊びができるような形の状態で残らないかなという考えを持っています。もし、どうしてもいかなんだら向こう側のオイワの下の辺りをちょっと掘削でもして、そこへ水を溜めて、こちらがなくてもそこに常時水が溜まるようにするとかね。何かそういう形で住民さんの遊び場を確保してあげたいなと思っておりますが、答弁があればお聞きしたいと思います。そのことだけお聞きします。</p>

議長	<p>(今宮 裕明議長) 伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長) 田島議員の質疑にお答えいたします。 今回、事業を実施する前に河内地区の住民さんに説明会をいたしますので、その場で残したいという方もおるとお思いますので、そこでまた判断をしていきたいと考えていますので、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長) 7番、田島毅三夫君。 次に移る場合は、番号を言ってください。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員) 4番です。悩ましい質問になります。 重複して申し訳ありませんが、この改修については、ちょっと具体的に2階なんかも入るんでしょうか。それから、トイレも出ておりましたね。あれは、できた当初は一般の観光客、あるいは通行者の方に公衆トイレとして提供するという当初の目的で付けたトイレなんですよ。それをどういう形に変えていくのかどうか、まずその点と、それから、店舗、入ってないけどどうなるかな。 (自席より、題を言わないと分からないと発言あり。) 了解。観光物産センター改修工事費計1252万8千円について、お聞きしたいと思います。このことで、どのような改修、改修の内容をお聞きしたい、ほんでその改修はどのような目的でどのような改修をするのか、そのことをまず1点、先に聞いておきます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長) 伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長) 田島議員の質疑に、お答えいたします。 主な工事内容につきましては、外壁塗装、内装工事、トイレ、給排水設備の工事などの改修となります。</p>

<p>議長</p>	<p>以上です。  (自席より、そのまま改修するのかと発言あり。)  そうです。</p> <p>(今宮 裕明議長)  7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)  観光協会は、ここで重複します、先ほどの前の方と。  ここでどのような体制で、どのような業務を行うのか。それは常勤者を1人入れるということは聞きましたね。これは、常勤者という方は、正職員ですか、役場の。それとも新規雇うんでしょうか。それから、どのような業務、業務の種類をいろいろありますが、もちろん観光協会ですから、観光案内もすると思います。  それから1つ、店舗という話が出ましたね。店舗はどのような店舗を考えておられますか。まさか海の駅と重複するような、鉢合うような、そういう品物は売らんと思いますけれども、まずその店舗の内容をお聞きしたいと思います。それから、事務と言われました。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)  田島議員、2番3番一緒に、今、質問内容が一緒になっておりますが。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)  今、2番目の質問で、観光振興協会はここでどのような体制でどのような業務を行うのかというところで質問しております。  (議席より、体制的なことなら質問されましたと発言あり。)  だぶらんように、だぶらんようにね、しもっていきよるんやけどね。  ほんなら今いう2番の本題に戻って、質問をさせてもらいます。  観光振興協会はここでどのような体制で、どのような業務を行うのか。体制と業務というのは2つありますから、1つは、体制は今いうように町職員になるのか、それとも新しいに雇用してそういう専門的な人を入れるのか、あるいはまた、観光協会の中から入っていただくのか、そういう意味での体制をお聞きしたいと思います。  それから業務については、今言うたような店舗という話が出ました</p>

から、ここで店舗業務を行うのか、あるいは事務業務とはどういう事務業務なのか、その事務の内容を聞きたい。それは、旅館やいろいろなものを斡旋するとかね、特産品の品物を斡旋するとか色々あると思いますが、そういう内容をお聞きしたいと思います。

2つ目の質問です。

議長

(今宮 裕明議長)  
伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)  
田島議員の質疑にお答えいたします。  
体制的なことも含めて、2と3が一緒の答えになると思うんですが構いませんか。

(自席より、それは仕方ないと発言あり。)

現段階です、観光振興協会と協議した内容では、先ほども福島議員に答弁したとおり観光案内所と事務所の機能、店舗的な機能を持った改修を考えていますが、詳細な設計は決まっておりません。

今後です、設計会社が決めれば、町、観光振興協会とで改修内容について協議をし、観光案内等の機能を十分に果たせるよう、また、観光客が利用しやすい施設にしていきたいと考えています。

また、店舗的な部分の活用方法や体制的なことについては、観光振興協会の中で具体的に決定をしていくこととなります。あと、町としてです、常勤職員の1名分の経費です、それと地域おこし協力隊1名の支援体制を考えておりますが、これも観光振興協会と協議したうえで決定していきたいと考えています。

(自席より、町職員と発言あり。)

町職員というか、常勤職員の経費。

(自席より、町職員と地域おこし協力隊の2名かと発言あり。)

町職員ではないですけども、常勤職員の1名分の経費です、経費で、体制的なことにつきましては、観光振興協会の中で。

議長

(今宮 裕明議長)  
課長、自席同士のやり取りはね。田島議員、次の再問でやってください。もう一度質問をやってくださいね、その部分についてはね。議

<p>7番議員</p>	<p>席とのやり取りはだめですよ。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>いや、私が聞いたのはね、その観光振興協会に仮に委託するの かどうなるか分かりませんが、体制は、形は、その事務なり、店舗な り運営するためには今までやったら観光振興協会もその都度そのと きに集まってやっておるような体制やったですが、365日常時そこに その職員を置いてやるとしたら、その職員さんはどのような人を置く んですかという話やったんですよ。ほな職員は正職員と言われました きに、ん、言わなんだか。町の職員言わなんだ。</p> <p>(議席より、常勤の職員の経費と発言あり。)</p> <p>経費と言うたんか。</p> <p>(議席より、賃金分を支援すると発言あり。)</p> <p>私が聞いたんは、誰を置くのかということやったんや。で、常勤の 職員の経費いうたら常勤の職員と思たきに、</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>待ってください。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい、分かりました。ほな常勤のその経費で1人その今いうふるさ と応援隊の人を入れてくると。違う。</p> <p>(議席より、違うと発言あり。)</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>松延町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>常勤職員イコール正職員という意味ではございませんので。だか ら、今来られております臨時職員も、1年間雇用すれば常勤というこ とになります。</p> <p>現在、事務局は役場の庁舎の中に企画室の中に置いてあります ので、正職員が兼務しているという状況にありますが、今回、施設を 利用するのであれば、臨時職員を雇用するのか、地域おこし協力隊 を1名雇用するのか、2名体制になっていくのか、そういったことは、</p>



議長	<p>今後の運営のなかで協議していて、とにかくそういうことでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>次ですね。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>分かりました。そういうことで、いろいろと事業も行っていくと。これはね、今までにないことですよ。うちはこれは期待しています、ほんまに。東洋町のほんまにね、観光だけでなく、他の何まで波及するような、ほんまに活動をしていただきたいと思ひます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>はい、次の質問に移ってください。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>3番目のですね、</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>3番目は終わったでしょ。防災センターに移って下さい。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>防災センター。違わあ、この算用数字の3番を言よるのよ。かまんのやろ。</p> <p>(自席より、一緒と発言あり。)</p> <p>一緒やないんよ。ちょっとほな、今いうほら、休憩所ということについて、ちょっとお聞きしようとしたんよ。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>そのような質問は入っていませんよ、この中には。人件費とか職員のことには入っていますが。この、2番の質問でしょ、それは。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>あの、ごめんなさい、ほんならうちはその、今いう通告をしちよきながら今度質問するときに、書き換えたときにちょっと入ったか分かりま</p>

せん。申し訳ございません、謝ります。1つだけ最後に構いませんか。再問に入れてもらっても良いですが、1つだけお聞きしたいとおもいます。

あそこの2階がなかなか景観が良いんですよ。ほんで、当時あそこで喫茶店をやっていたんですけども、なかなかあそこは景観が良い。これはね、やはりああいう景観が良い場所があるんで、できれば今度の運営の中に活用するようなね、ほんで休憩所とわしは最初に言いましたが、観光客の方やら通路さんやら、そういう方が来たときに、この2階に座って、色々海を眺めてもろたり、そういう形のものがないか、それはまた、この中で検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか、お願いしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

また2番に戻ったな。

(自席より、再問ということでやってくれと発言あり。)

通告書どおりね、やってもらわないとね、前へいったり下がったりではこれはいきませんよ。

(自席より、5番目に移りますと発言あり。)

7番議員

(田島 毅三夫議員)

5番目の質問に入ります。

地域防災センター設計委託料414万円について、お聞きしたいと思います。

1つ目の質問として、浸水地に設置して震災時の初期対応ができるのかということでございます。今回、5メートルの浸水が予測される庁舎裏手へ3階立ての防災センターを計2億2千万円以上かけてですね、建てるという計画が出ておりますね。その設計委託料が提案されてきました。

しかし、1階は駐車場にしか使えないうえに、津波時にはがれきや流木などが押し寄せ、入口は塞がれ、さらに2波、3波の津波が来れば、職員の入室さえ困難な状況が予測されます。最も大事な初期対応ができなければ、防災センターとしての役割が果たせるのかどうか、この心配をしておりますが、答弁をお願いします。

議長	<p>(今宮 裕明議長) 生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐総務課長) それでは、田島議員の質疑にお答えをいたします。 初期対応につきましては、屋内の階段がございますので、入室できるまで、あらゆる手段を用いても入室する所存でございます。 また、役割につきましては、浸水しない高さで建設いたしますので、また、発電機も整備いたします。役割が果たせるような設計をしております。 以上でございます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長) 7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員) 町長がいつも言われますように、なかなか予算がないと。財源がないということは、よく聞いております。そういう中でね、確かにこれは国、県からの応援もあるでしょう。しかしながら、これだけのお金をかけて、あそこにそういうものを建てるということについて、違和感を持っております。 2番目の質問に移ります。 庁舎建替えまで、屋上にプレハブ施設を設置してはどうかという質問でございます。これは前に言いましたけれども、もう一度、再度お聞きしたいと思います。昭和60年完成の現庁舎は、築31年となっております。もし震災が、あと10年あるいは20年のうちに来ても来なくてもですね、築50年を越す庁舎は高台移転が検討されることになると思うんですよ。その時、防災センター機能を庁舎内に併設すれば、費用も少なく、別棟より利便性も良くなると考えております。財政の厳しいときには、新規箱物はなるべく控えて、庁舎など現在あるものを活用すべきじゃないかという考えですが、町長の考えをお聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長) 松延町長。</p>

町長

(松延 宏幸町長)

現庁舎内にはですね、3階も含めて構造上、また建築確認上ですね、不可能であるということは、再三申し上げてきたところでございます。

ご指摘のように、新規箱物は、財政的にも慎重さが必要でございます。財源の確保がまず、第一でございます。現在は、優先度の順番といたしまして、避難路の整備に重点を置いてきたという流れのなかで、ある一定の整備ができてきたというところで再検討をしてきたところでございます。まず第一に、この情報機器の保全ということが最も大事だというふうに考えております。

財源的にはですね、今日の新聞にも載ってございましたけれども、緊急防災事業債が使えるのかどうか、これは今年度限りということになってはいますが、来年度以降も継続される見通しになりつつあるという状況にもございます。単独事業でやるのか、補助金を貰う方が有利なのか、そういったことも検討しなければなりません、財政負担を軽減させるために、単年度施工ではなくて、できたら2ヶ年の施工というように考えているところでございます。現時点におきましては、高台移転ということについては考えておりません。

以上でございます。

町長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

今まで何回もお聞きしても、どうしても高台移転はやらないと、こういう堅い答弁をいただいております。

しかしね、これは今の時点ではそういう考えを持っておられるのか知りませんが、例えば消防はどうしますか、救急はどうしますか。あるいはまた福祉センターやら庁舎もゆくゆくは何か移転しなければならない状態が来るんですよ。そういう意味からもね、それまでの間、今、耐震補強ができていない、あるいは構造上問題があると言われましたが、何もこれは補強すればいけると思いますよ。庁舎屋上にそういうものを建ててということは、私も今まで言ってきましたが、そういう何かその、お金のかからなく、あるいは利便性の良い利活用のしやすい、そして効率の良い効果の出るような、そういう施設にし

ていかなければ、ああいう所にこういうお金をかけてまで作る必要があるのかという、何を持っております。

それと、どうせゆくゆくは近い将来、そういう高台移転という、公共施設のね、問題が起こると思うんですよ。そういう意味からももう少しじっくりと計画を練って、できればそういうものと併合してやっていくということが良いんじゃないかと思います。それ、もう一度町長、高台が分かりませんけれども、そういう併合的なものについてはお考えあるでしょうか。

それと、もう1つ町長、今できなくても、今後そういうことについて、検討していくという姿勢だけはできればお聞かせ願いたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

当然ですね、できれば高台の方に公共施設も集約していくというのが理想でございます。が、明日来たらどうするのなというところから取組んできた中で、明日来れば空飛ぶしかないという発想もございしますので、まずヘリポートの建設を急いだけでございますが、このヘリポートの高台の山にしてもですね、用地交渉に2年を要しております。単価の問題とか、地権者の問題もございします。簡単に、あそこにやれよというようなことはですね、民地でございますので、慎重に判断していかないかと。

なお、このヘリポート用地もまだ訴訟中でございます。まだ買収が未収の部分もあるわけでございます。この問題が決着すれば、地権者の方とも相談してですね、徐々に町有地を広げていって、最終的に、将来的にはですね、防災公園あるいは仮設住宅あるいはそういったことも念頭に考えているところでございます。

なお、前回の議会でも質問ありましたけれども、高規格道路の問題もございします。それともリンクするようにですね、検討していかないかん。当然、高台ということは念頭に置いているということでご理解を願いたいと思います。

議長	<p>(今宮 裕明議長) 7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員) この質問で、もう1問いけますね。 今そういう答弁いただきました。どうでしょう、私の言ったことにちょっと答弁が漏れておりましたのでお聞きしますが、そういう考えはお聞きしましたが、今後ですね、この、いつかということではなくて、やはり今の時点からそういうことについて、やはりあの検討していくべきじゃないかと思うんですよ。 高台移転とか、あるいは古くなったところからどうするのかというような、公共施設のね。そういうことをどうでしょうか、ひとつ町長、住民さんに皆何していただいて、ワークショップ的な形でそういうものを計画を練ってもらうというようなことは考えておられませんか。また、</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長) 提案はだめですよ。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員) ん、何ですか。提案じゃない、考えをお聞きしよる。こういうような考えはございませんかという。 (自席より、提案と発言あり。) よっしゃ分かった、提案ということでだめらしいです。 では、6番目の質問に移ります。 町史編集作成委託料96万3千円の製作内容について、お聞きしたいと思います。質問の中にも、内容が分からないということを書いてあったんですが、今日来たらですね、東洋町史編纂700ページ概算見積書というのが入っていましたね。自分の席についていましたね。何遍も言ってます、これは教育委員会ですね、関係は。これはどんなんですか、前段でごめんなさい、このことについて言いますが、もっと早くね、これはね、説明会のときに全員に回してもらいたい、こういう資料は。これは教育長、よろしく願いしておきます。 町史編纂委託を誰に、どこに委託するのか。ただ委託、委託ということでございますが。今回の作成委託料以外に、平成29年、30年の2ヶ年で2133万1千円、合計2229万4千円の予算が出ているん</p>

	<p>ですけれども、この予算ですね、東洋町史を編纂することになりましたが、これはまあ、私は賛成しております。これは大事なことです、やらんといきません。ただ、町史とは町の歴史を後世に残すという、非常に重大な仕事であります。そのためには、どこまでも公平、公正に真実を書き残す責任があります。万一、間違いがあれば取返しがつきません。業務を委託するというが、誰に、どこへ委託するのか、まず1点お聞かせ願いたいと思います。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長) 松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸町長) これは誰にということですね、専門業者に委託を考えております。実績のあるところですね、専門的な業者を想定しているところでございます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長) 7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員) 専門業者という言葉が出てきましたが、町内の専門業者でしょうか。それとも、会社、業者といいましたが会社なんでしょうか。それともグループなんでしょうか、団体なんでしょうか、お聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長) 松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸町長) 業者でございます。町内ではございません。当然、町内ではなかなか難しい。執筆からですね、発送までを委託するわけでございますので、他町村の例に実績がある業者でなければならないというふうに考えております。</p>

議長	<p>(今宮 裕明議長) 7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>普通、よその市町村で聞きましても、やはり町の人だね、自分たちの町の歴史を作るのだからということで、町の人が皆力を合わせて作っているというのは、大体が普通なんです。こうした、町外業者ということは初めて今聞きましたが、名前を出したらいやらしいですけども、東洋町にも立派な郷土史家がおります。</p> <p>それからまた、そういういろいろとね、未だこの世の方もおられて古い歴史も知っているという方がたくさんおりますが、そういう方に頑張っていてね、その他に多くの住民さん、あるいは専門的な職業的ないろいろな方が集まっていたいて、公平公正に皆の力を合わせた町史を作るのがわしはベストじゃないかと思うんですが、これはもう決定ですか。ちょっとお聞きしたいと思います。もし何やったら業者の名前なり、住所なり教えていただくわけにいかんかな。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長) 松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>予算がなければですね、何も前へ進みませんので、今回補正計上させていただいたわけですが、そもそもですね、本町には町史がないということがございます。存在していないということがございますので、そのような自治体はですね、全国でもひよっとしたら本町だけかも分からんというような状況にあるわけがございます。我々ですね、先輩方も多くの方が故人となりつつあるという現状もございます。行政に携わっていただく多くの民間の方々、あるいは議員の方々もですね、世代交代が進んでおります。</p> <p>そういう状況の中で、今回、合併後を中心にしてですね、町史を編集したいというふうに思っております。前町長も編集に取り掛かった経緯があるというふうに聞いておりますけれども、実現には至っておりません。今先ほどですね、他町村にも実績のある専門業者というふうに申し上げましたけれども、なぜなのかといえば、現在ですね、町</p>



内の方々の協力はいただくようになると思いますが、まず大事なことは、主観を排除することだと思っております。客観的な取り組みができるためには、業者に委託をするのがベストではないかなというふうに考えております。そこに編集のプロジェクトチームを作るということは聞いておりますので、そこと町の職員とのですね、事務局は当然、教育委員会にしたいと思っておりますけれども、何回と連携の連絡会議みたいなものも当然作って行って、客観的なものを作っていないかというふうに思っております。

先ほどの町内の方、資料提供などは当然お願いするようなことにもなるかと思っておりますけれども、

(自席より、話し合いはしているのかと発言あり。)

まだですね。

(自席より、嫌というたらと発言あり。)

そういうことも想定はしておかなければなりません。

当然、文献等収集する中でですね、著作権の問題も出てきます。そういったときに町の職員だけではなかなか難しい部分も出てくるわけですよ。ですから、専門業者にも委託して、とにかく政治的な中立性を持つ、思想信条を排除していく、客観性の保持という観点から、執筆を含みます調査から発刊までを一切を協議しながら進めていくという考えでおります。資料はですね、データベース化することも、お聞きしているところでございます。

それから、分量でありますとか、サイズでありますとか、まだそういったことは業者が決まればですね、当然詰めていかなければなりません。大まかにですね、3年計画ということでの見積もりをいただいているところでございます。よろしくお願ひしたいと思っております。

(自席より、もう1度いけるかと発言あり。)

議長

(今宮 裕明議長)

もう終わりです。はい、次に移ってください。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

編集方針を聞くという2番目は通告してあります。

その方針は今聞きましたね。町長から答弁いただきました。

あのね、ただね、うちも同じように分かるんです、公平公正ということでね、主観が入ったらいかんと、これもよく分かります。例えば過去

の問題にしてもそうですよね、町合併の問題もそうです。賛成反対が  
こういろいろとあったという事情はあるんですよね。そういうときに、や  
はり町史を作るときに賛成の立場で視点を持っていてもいけない  
し、あるいは反対に持っていてもいけない。こういう意味からもやは  
りあの十方からの視点でまとめていくということは、これは大事なこと  
なんです。そういう意味からも町長の言われたことはよく分かる面  
があります。

しかしながら、すべてを町外の業者にと、すべてはないとしてもね、  
それは私はこの編集方針は、これはちょっと問題が出やせんかと思  
います。どこまでも町の住民さんを基にして、それから業者と一体と  
なってやっていくという、そういう形のものにすべきやないのかと思  
うんですが、町長の考えはいかがでしょうか。これは大事なところです。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

他町村もですね、そのような編纂方法をしているそうでございま  
す。

というのは、個人の方が入ってきますと、会をしても前に進まないとい  
うことが往々にしてあるということをお聞きしております。ですので、編  
纂事務局は教育委員会としますけれども、町内の職員を5名程度選  
任しまして、委託業者の中の専門編纂チームと連携を密にしていく  
と。そして、その中でまず最初には編集基本方針を確定するというこ  
とをお聞きしております。

編纂会議を円滑かつスムーズに処理していかなければならないわ  
けでございますが、いろいろな町内の方を委嘱なり、そういう形をす  
ればですね、偏った編纂になっていく、そこには主観が入ってくるとい  
うようなことが往々にしてあるとお聞きしておりますので、他町村の実例  
を基にそういう方針でやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

田島毅三夫君の質疑が終わりました。

他に質疑はありませんか。

7番議員

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

7番、田島毅三夫君。

(田島 毅三夫議員)

2点、反対討論させていただきます。

1つ目が、防災センターの設計委託料支出の反対討論でございます。

総額2億円を超えます費用でですね、浸水予測7メートルの場所に防災センターを設置するといいますが、本庁舎は先ほども言いましたように、昭和60年完成で築31年経っております。震災があってもなくても、20年、30年、10年、20年のうちには高台移転が検討されることとなりますが、今はこういうそのものを作るよりもですね、使えるものは利用して、どうしても必要なものや建替え分は高台移転を協議すべきということが、私は住民さんの公費を使ってやる行政にとっては1番大事なことやと思っております。財政が厳しいなら、多額の費用を掛けて浸水域に建てるより、強度補強してでも庁舎屋上に設置し、経費の節減と利便性を図り、その間、庁舎及び防災センター、福祉センターや消防、救急も含めた重要施設の高台移転計画を探れと提案して、反対討論とさせていただきます。

議員の皆さんの賛成を求めたいと思います。

2つ目はですね、先ほどのこの町史の問題でございます。

町史編集委託料総額2200万円の認可反対討論でございます。

確かに、町長は先ほど言われました。前町長時代には、町長が選んだ少人数でですね、数人の方でですね、編集編集委員会を立ち上げ、編集しようとしたが、町史などはこうした偏った立場の人、あるいは少数で編集するような軽いものではありません。もっと人数を増やし、多方面の人による分科会体制にして、公平公正な編集体制を取れと反対したことがあります。今回もですね、やはりそういう特別な人が主導するのではなくて、こういう方たちの住民さんが集まってあらゆる方面からの住民さんが集まって、合意のもとに進めていくという体制が私はベストじゃないかと思っております。

現に、その委員会が策定した東洋町合併50年記念便利帳にもですね、例えば平成19年の項目に、核最終処分施設文献調査に再

応募し、認可されるという項目が記載されておりました。大きな間違いであります。認可されてはいません。住民了解を取ったうえで再申請せよと差戻されたのであります。その他、あちこちこういう問題も出ておりますし、こうした偏った視点の人ばかりでやるということについても大反対ですし、これは大きな問題だと思えます。それも町長の考えはよく分かります。

しかし、仮に委託委任するにしても、まずどのようなメンバーでどのような方針体制で、どのような町史を作るのか、人数や仕組みなどを町が決め、そのうえで公表し、予算化すべきであります。まだ詳細が不明では、業者の名前は分からない、まだ編集方針もはっきり分からない、メンバーも分からない。そういう中で、議会としても認否の判断ができません。

全町上げてのプロジェクトであり、高いお金を使っております。行政だけが進めるものでもありません。もっと住民周知をすべきであります。そういう意味から、一旦保留し、準備を整えたうえで提出するよう、反対討論といたします。

以上です。お願いします。

議長

(今宮 裕明議長)

賛成者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

反対者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

他に討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第38号、平成28年度東洋町一般会計補正予算第2号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数(賛成7:反対1)であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第39号、平成28年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を議題としま

す。これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第39号、平成28年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第40号、平成28年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第40号、平成28年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第41号、財産の取得についての件を議題とします。

通告がありましたので、これより、質疑を行います。

1番、福島登君。

<p>1番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>議長、失礼いたしました。議案第41号、財産の取得について、2点お聞きをいたします。</p> <p>1つ目です。社会保障、税番号制度システム導入等による情報セキュリティの強靱化対策に伴うハードウェア、ソフトウェア等、合計1280万400円の財産を取得するという説明を受けたますが、今後これらのシステム保守の委託料等に年間数百万円かかるのではないかと危惧しています。</p> <p>実際、戸籍関係のシステム保守料に平成27年度は200万円余り掛かっています。財務の管理システムのようにリースという選択もあると思いますが、財産の取得も含め費用削減の努力、または検討をしたか説明をよろしく願います。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>それでは、福島議員の質疑にお答えをいたします。</p> <p>財産の取得も含めた経費削減努力、または検討につきましては、業者からの見積もりを精査し、機器の必要性でありますとか、他の方法等による費用の削減など、何度も検討、協議をし、できるだけ金額を下げるようにしております。</p> <p>それにより、数百万円、多いときには1千万円以上下がるときもございます。今回の場合もですね、同様に検討、協議した結果、約1千万円程度は下げた次第でございます。以上でございます。</p> <p>(自席より、リースの選択はと発言あり。)</p> <p>すみません、リースということでございますけれども、基本的にリースにするとですね、割高になってしまいますので、基本的にはよほどのことでない限りリースはいたしません。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>1番、福島登君。</p>

1番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>2つ目です。設置場所はどこか。これだけの機器を新たに設置するのであれば、空調機器等、設置場所の改修も伴うのではないかと考えております。説明をよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>お答えいたします。</p> <p>設置場所につきましては、本庁にございますが、セキュリティ面の観点から、ちょっと場所までは申上げられませんが、ご理解いただきたいと思ひます。</p> <p>また、空調などは、以前から整備してありまして、現在も使用してあります。それと、設置場所の改修につきましては、今回は改修する必要がございません。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>1番、福島登君。</p>
1番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>これで私の議案質疑を終わりたいと思ひますが、質疑する方も簡潔にするのが当然だと思ひます。執行部の答弁におかれましては、住民への説明責任ということも今後果たしていただきたいと思ひます。これで終わります。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>他に質疑はありませんか。</p> <p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。討論はありませんか。</p> <p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これより、議案第41号、財産の取得についての件を挙手により採</p>

決します。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第42号、高知縣市町村総合事務組合同規約の一部を変更することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第42号、高知縣市町村総合事務組合同規約の一部を変更することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため休憩を取ります。

再開は13時30分とします。よろしくお願ひします。

(休憩時間: 11時37分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間: 13時30分)

日程第18、発議第2号、参議院選挙における合区の解消に関する決議の件を議題とします。提出者の説明を求めます。

3番、高島俊彦君。

(高島 俊彦議員)

発議第2号、参議院選挙における合区の解消に関する決議について、本会議を別案のとおり議会議事規則第14条の規定により、議事に提出する。本日提出であります。

提出者は私、高島俊彦、賛成者は、西岡尚宏、福島登、平山照生、武山裕一、小野正路、小松熙、田島毅三夫の各議員であります。提

3番議員



出理由を説明したいと思います。

この決議案は、参議院議員選挙における、高知県、徳島県および、鳥取県、島根県の合区の解消を求める決議案であります。

それでは、決議案を朗読したいと思います。

参議院選挙における合区の解消に関する決議案。先の参議院通常選挙では、最高裁判決を受け、1票の格差を是正するために、単に人口の少ない高知県、徳島県、また鳥取県、島根県をそれぞれ合区とし、都道府県単位の選挙区という従来の選挙割りが初めて変更された。

参議院議員は、地方の代表として、地域社会の発展に大きく貢献するために、その意志を国勢へと反映する役割を果たしてきたが、合区の導入によって人口の減少傾向にある地方の民意が届けられなくなるのは、非常に問題である。

国が、地方創生の実現に向けて取組むなか、地方の民意を国勢へ反映させる仕組みについての重要性はますます高まり、地方分権を推進するためにも、地方はより一層の合意形成が求められている。

これまでの都道府県単位での政策的な合意形成を行う我が国の統治構造を踏まえ、参議院においては、都道府県を基本とする地方の代表機関であり、民意の反映方法が選挙区によって異なってはならない。

現行の選挙制度の仕組みを見直し、また、最高裁判例を踏まえ、より適切な民意の反映が可能となり、とりわけ我が国の統治機構の基本的原理について、根源的な議論を重ねる中で合区を解消すべきと考える。

以上、決議する。

平成28年9月14日、東洋町議会。

なお、決議案についてはお手元に配布してありますのでご参考いただき、ご審議をよろしくお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

(今宮 裕明議長)

提出者の説明が終わりました。質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

議長

これより、発議第2号、参議院選挙における合区の解消に関する決議の件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議員派遣についての件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、議会会議規則第128条の規定により、お手元に配布したとおり、平成28年10月13日、香川件高松市レクザムホールにおいて、第57回四国地区町村議会議長会研修会、平成28年10月27日、高知県民文化ホールにおいて、平成28年度トップセミナー、並びに、滋賀県湖南市総合体育館において、こにゃん元気市場へ、それぞれ議員派遣したいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

日程第20、閉会中の継続審査、調査の申し出についての件を議題とします。お手元に配布してある申出書のとおり、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、閉会中の継続審査、調査の申出がありました。

ここで、お諮りします。それぞれの委員長からの申出により、閉会中の継続審査、調査に付することに、ご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

暫時、休憩します。

(休憩時間：13時37分)

日程第21についての確認。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：13時38分)

日程第21、町政への政策提言についての件を議題とします。

この件については、私の方から町長へ直接提出したいと思いません。

それでは、町政に対する政策提言書の提出について、私の方からご提言をして、町長へ提出したいと思えます。

私たち東洋町議会は、本年6月に町内7箇所で地域意見交換会を開催し、地域住民から町政に対する多くの意見、要望を受けました。その意見、要望を基に、これまで議員全員協議会を7回開催し、政策提言に向けて悦意検討して参りましたが、この度、その検討結果を町政に対する政策提言書として取りまとめました。

それでは、政策提言として4項目を提出しますが、まずは南海トラフ地震対策としてご提言します。

南海トラフ地震対策を、より実行性を高め実現するために、関係各課、関係機関で組織する防災対策会議を設置し、次のことを推進するよう提言します。

- 1、災害時の避難所の運営、応急仮設住宅の建設場所、遺体の検案、安置、埋葬場所の検討。
- 2、避難所機能を含めた教育施設の高台移転の検討。
- 3、東日本大震災以前に耐震化した橋梁の検査及び調査。
- 4、各地区の津波高が詳細に分かるハザードマップの作成、全戸配布。
- 5、防災拠点となる役場の津波対策の検討、実施。
- 6、各地区津波避難場所の防災倉庫を安全な場所へ移設。
- 7、食糧、水の分散備蓄の実施。
- 8、緊急物資の輸送路及び輸送先の確保。
- 9、耐震診断の普及啓発の実施。
- 10、生見海岸から津波避難場所までの避難誘導対策の実施。
- 11、防災ヘリポートまでの進入路の整備。

以上のことをご提言します。

次に、「人口減少対策」として、ご提言します。

まち、ひと、しごと創生法に基づき、東洋町まち、ひと、しごと総合戦略を策定していますが、その計画を実行し、町人口を2060年に2千人を維持するために、次のことを提言します。

- 1、地域おこし協力隊を増員し、町内での起業支援を実施
- 2、集落支援員を配置し、限界集落の維持対策を実施
- 3、移住促進相談員を配置し、移住、定住対策の実施

4、結婚相談員を配置し、婚活対策を実施

5、県職員の派遣要請を行い、人口減少対策の総括責任者として設置

以上のことを、ご提言します。

次に、産業振興対策として、ご提言します。

町産業振興こそが、地方創生の最大の戦略ととらえ、人口減少対策とともに推進されるよう、次のことをご提言します。

1、漁業者・農業者への補助制度の周知徹底

2、外国人漁業研修生を受入体制への支援

3、サーフィンを主体に、公共施設を活用した観光施策の実施

以上のことを、ご提言します。

最後に、職員の接客姿勢の改善と庁舎案内看板の設置について、ご提言します。

来庁者に対する職員の接客姿勢の改善と、庁舎内各部署の業務を分かりやすくするため、次のことを提言します。

1、各部署へ業務内容がわかる案内看板の設置

2、各部署の配置がわかる案内表示を設置

3、職員の接客姿勢の改善

以上のことを、ご提言します。

執行部におかれましては、この提言内容を来年度以降の予算編成など、今後の町政運営に反映していただきますようお願いしまして、町長へ提出したいと思っております。

(町長へ提言書を提出)

日程第22、一般質問を行います。

質問時間は、1人40分以内、答弁時間も40分以内とし、一問一答方式で行います。

次に、試行として反問権を導入します。執行部は反問する場合、反問しますと発言のうえ、挙手願います。

質問の通告が5名ありました。

それでは、順次、これを許します。初めに、田島毅三夫君の質問を許します。件名は、ふるさと納税と町活性化について他5件です。

答弁者は町長及び担当課長となっております。

田島毅三夫君、質問を始めてください。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

重複しております。2問通告してありましたけれども、1問に絞って質問させていただきます。

ふるさと納税と町活性化についてということで、奈半利はですね、平成26年度は2億2280万円でしたが、27年度は13億4990万円、四万十町は478万円が7億8740万円に、須崎市は200万円が5億9740万円と、何倍にも増額しておりますね。ちなみに、東洋町は196万円が219万円に23万円の増額でした。これは26年から27年の間ですけれどもね。これはですね、本当に県下でも34市町村中31番目と、町でいえば最下位であるんですよ。

こういう状態、この遅れについて今日、朝、質問しようと思いましたが、その理由についてはお聞きしました。そこでお聞きしますが、これはやはり返礼品の種類とか量とかいろいろありましたけれども、1つの案としましてね、海産物の放流や養殖、海山山草ですね、薬草による健康食品や入浴剤の開発、味噌やお茶など新特産品の開発のためですね、そういうプロジェクトを組んで、生産加工に全力で取組もうではありませんか、という質問です。

まず、産品生産の奨励と、住民誰でも使えるようなそういう加工所もですね、設置を是非求めたいが、町長の考えをお聞きしたいと思えます。これだけに止めておきます。

議長

(今宮 裕明議長)

田島議員、加工所云々は通告書に載っておりませんよ。

(自席より、具体策として質問したと発言あり。)

ただね、通告書になかったらね、田島議員が求めるような答弁が出るかどうか分かりませんよ。

(自席より、できる範囲で構わないと発言あり。)

いいですか、町長。はい、松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

田島議員の質問にお答えいたします。1回だけにしてください。

午前中にもですね、いろいろとふるさと納税につきましてご指摘をいただいておりますが、ネット活用ということで出遅れております。3月議会でも、2番手3番手を覚悟のうえで取組んでいきたいということで、やっと6月から試行期間ということでやっております。その中で、

一定の基金を増勢できましたら、その活用策を検討していきたいと思っております。が、現在でもですね、加工品につきましてはふるさとチョイスの中にも組込んでいっております。

また、個人でですね、ネットを活用している方も多く現れてきていると。今はですね、少しずつ、県補助を活用しながら加工施設への取り組みもやっていかなければならないという段階だということでございます。今、計画中の事案もございますが、補助制度の関係の中で組んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

田島議員、この通告書通りに質問をお願いします。でないと、なかなか放送を聞いている人は理解できんと思うんですよ。答弁する方もね、通告書に従って答弁書を書いてある訳ですから、通告書も後へ戻ったり、先へ行ったりしたらね、答弁する方も大変困難が伴いますので、通告書通りをお願いしますよ。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

了解。

今さっきの質問はですね、都会の方なんかにしたら田舎のね、珍しい手作りの、そういうものをあまり立派な製品よりも喜ぶんじゃないかと、そういうつもりでお願いしたもんでございます。

それでは、2つ目の質問に入ります。

ふるさと町民制の立上げによる、人口減少防止、町活性化についてということでお聞きしたいと思います。

2015年に国から提示されました東洋町の人口はですね、2060年には780人に減少すると、こう予測されましたね。しかし、町長は2000人に留めると、こういう維持を宣言されました。

その対策の1つとして、こちらが提案してからお聞きしたいんですけど、以前から訴えてきましたふるさと町民制の立上げを重ねて提案したい、今日は。これですね、馬路村が元気な理由のひとつが、人口1千人の村に1万人を超える会員が登録されたという新聞を見ました。この小さい町が、ここまで頑張っているというひとつの大きな理由としまして、ふるさと村民制があるのではないかと、こう思っております。全

国各市町村が生産加工に力を入れる中で、根強いファンを離さないというのは、こうしたやはりね、馬路村の顧客との繋がりを大事にする、その血の通ったこういうスタンスといいますかね、取組があるからだろうと、こう思っておるんですよ。本町も町出身者やその子や孫、近親者も含めて多くの方が県外に出ております、町外に出ておりますが、そういう方にこのルーツである東洋町を忘れないためにもね、またその年間8万、10万という方が来られておりますサーファーの方についても同じですが、そういう青春のふるさととしての東洋町をね、子や孫の代になっても忘れないような、そういう絆が切れないような、この制度の立ち上げを是非求めたい、そう考えております。

具体的にいえば、例えば1年いくらかの会費をいただき、その会員に年1、2回、回数はどうでも良いですが、特産物やいろいろな町情報ですね、広報やイベントの情報など、そういう情報を発信していく、送っていったらいい。そうすれば、それが次第次第に定着して行って、入込み客も増えますし、移住者も増加すると考えているんですが、そういうことをですね、ネットやホームページでどんどん募集して、チラシ配布などをしてですね、募ったらどうか。

仮に、少々の赤字になったとしてもですよ、そのことによって、その生産や移住者増加などによって住民の収入が増え、町活性化に繋がると、こう思っているんですが、町長是非、これは何回目になるかな、この場で言うのは。是非、今回、今の状況を踏まえて決断していただきたいが、どうでしょう、お願いいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

お答えいたします。

ふるさと町民制の立上げということで、2年前にも同じような質問をいただいております。そのようなこともですね、時期を見て取組んで参りたいというふうに考えておりますけれども、今の現状を踏まえて分析してみますと、先ほどのふるさと納税も同じでございますが、まず地場産品の活用目的として取組んでいるわけでございますが、当然に加工品ということにも繋げていきたいというふうに考えております。

また、同じようなですね、ご提言を若い方からもすでにいただいて

おります。しかし、その会費ということではなくてですね、少額の寄付を募ってそのような制度に結びつけていく方法を若い方からもご提言をいただいているところでございます。そのうえで現在は、サーフィン客のニーズ調査などに取組む計画を当初予算でしたかね、予算計上しているところです。この中にもですね、直ちにできることもあろうかと思えます。が、これからまだ計画を実施するということでございます。

また、これまでも多くの大会などに協力して取組んでいただいております。サーフィン連盟の方々とも、もう少し綿密な協議をして参りたいというふうを考えております。

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

町長からそういう答弁をいただきました。

検討ということではなくて、協議という言葉をいただいたもので、これは確かかなという感じで受止めておりますが。

確かに、若い方から少額の寄附金と言いましたかね、いただいて運営ということを言われましたが、私の考えは年いくらか、あるいは年何回かの情報提供していくというような継続していくというやり方となれば、やはりこれは一時的な寄付ではなかなか厳しいと思えます。いくらかの、向こうの方に厳しくないくらいの金額で年会費をいただいて、それに対応していくという方が良いのではないかと考えております。これは一遍、馬路の方にも聞いてみたいと思えます。確かに、問題あります。これはどんどん協議してから、なるべく早く立ち上げの方に持って行っていただきたいと思えます。

それから、そのことによって確かにどういいますか、贈物とか情報を発信する手間とかいれたらトントンにもならないかも分からん。万が一なら赤字になるかも分からん。しかし、これは採算の問題じゃないと思うんですよ。そのことによって、これはもう今後の町活性化にね、移住者もあります。それから、ふるさと納税、これはあまり大きな声では言えませんが、そういうこともあるかも分かりません。

それから、交流人口が増えていく、あるいは結婚の問題、あるいは



就業といいますか、新規就農、色々そういう方がどんどん集まって来てくれると、こういう感じを持っております。そうことですので、採算をあまり考えなくて、トントンで良いというくらいの考えでぜひ、前に進めていただきたいと思います。これはお願いしておきます。もし決議があればお聞かせ願いたいと思います。

(自席より、もしやってやろと思うならお願いする、なければ次の質問に移ると発言あり。)

議長

(今宮 裕明議長)

次の質問に移ってください。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

3番目の質問になります。

災害、福祉、観光へのドローン活用についてということでございます。

この頃は特にですね、新聞、テレビ、あちこちこのドローンのことがよく出てきますね。徳島的那賀町で宅配実験が行われたと、今年でしたか。それから、土佐清水では8月にですね、京都のクリエイターという会社とのいざという時、あるいはいろいろな撮影をしたりする時のための業務提携的なものを結んだ、契約をね、そう聞いております。まだ確かにうちは最終的には奥三地区の高齢者の方なんかには宅配までいけたら1番良いのになという考えを持っていたんですけども、会社ではなかなか、今現在では技術的にまだクリアしなければならない問題がたくさんありますと。

しかし、もう数年の内には、それもいけるようになると思いますという返事を貰っておりますが。そして例えばですね、何点かそこに書かせていただきましたけれども、それによって、ドローンを活用することによって災害被害の状況把握や孤立した地区への支援、海や山での事故の捜索や有害鳥獣の被害調査や撃退、農薬散布、林業のけい線ロープといいますかね、あのワイヤーを山から引っ張る時の、そういうものにも使っておるとこもあるようです。

それから、渡船などへの配送、渡し船ですね、漁業の方の。それから、奥地区への宅配や見回り、観光スポットの映像やサーフィン大会の実況報道、写真撮影など、これは一部です。まだ皆さんの頭の中にはいろいろあると思いますが、今後これは活用しない手はない

と、しなければならぬというくらい必要性を感じております。

今後、ドローン技術の進化とともに活用範囲は広がり、その必要性はますます増加すると考えております。今のうちから先取りは大事だと。そのためには、ひとつに京都のクリエイター社や東京、徳島に関連会社があるようですが、ブルーイノベーションという会社があります。そういうところをお願いしてですね、出張講習、例えば見学会といえますか、向こうから技術者。

大きな声で言うて。

議長

(今宮 裕明議長)

あのね、1番飛び越えて2番へ行ってますね。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

ごめんなさい。これ、あのね、入替えた、ごめんなさい。自分でここに書いてありながらよう言わなんだ、ごめんなさい。流れとして入替えた方が良く考えたもので勝手にやりました、すみません。

議長

(今宮 裕明議長)

それやったらそれで、先に言ってください。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

そのとおりです。あなたの言われるとおりです。平たくなって謝ります。今いう2番を1番に持ってきました。申し訳ありません。

それから、これには、やはり出張講習や見学会、住民さんなんかも来ていただいて、ドローンとはどういうものか、どういう便利なものか、そういうことを目の当たりに見ていただきたい。

そういうことでお聞きしてますが、確かに30万円くらい必要らしいんですけども、それによって見学会や講習以外にも資格というのがあるんです。国家資格じゃないけれども、一定の業界の中での資格があるようです。その取得に大体28万から30万くらいいるらしいんですけども、こういうものをですね、ひとつ職員さんなんかにも勉強していただいてですね、講習をね、そしてやっていただきたいと。やろうではありませんかという提案ですが、町長、どうでしょう。

議長	<p>(今宮 裕明議長) 誰が答弁しますか。 生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐総務課長) それでは、田島議員の質問にお答えをいたします。 ドローンはですね、確かに議員のおっしゃるとおり様々な分野で動き出したばかりでございます。これからドローンの性能も高まり、需要もどんどん大きくなると思っております。近い将来は一般的に普及されると思いますが、その時代になれば活用もできるだろうと思っております。 そしてその出張講習、見学会というのは私も調べたんですけども、数十万円という費用がたぶん掛かると思います。今現段階では、ドローンの機械も高いですし、その研修会の費用との費用対効果っていうのを考えた時にですね、もう少し一般的に普及してから実施しても遅くはないかなとは思っております。 以上でございます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長) 7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員) こういうね、何を言ってもこういう後ずさりの答弁しか出てこないんですよね。 どうですか、そら何百万、何千万という経費が掛かるというなら私もそこまで言いませんけれども、数十万、2、30万ね、そのことによってほら、住民さんの方にも職員さんにも一緒に見ていただいてね、そこでドローンの認識を新たにしていくと。その中に、またいろいろな案が出てくる、利活用の案がね。そういうことは、全国、今もう、どんどん広がっています。国も今、力を入れております。 その中で、東洋町はもう少し値段が安くなったらとかね、あるいは使いやすくなったらとかいうようなことでなくて、これは先取り先取りしていくというくらいの進取的な気持ちがなければ、行政は成り立たない、進まない、これは。 ふるさと納税もそうでしたが、よそはどんだん先取りしてや</p>

って今いう、大きな成果を上げているんですよ。東洋町もそういう遅れが結果、こうなっておりますが、もう一度町長の方から考えをお聞きしたいと思います。

町長。この、職員さんに講習と、それから住民さんに対する皆さんに実験していただくという、そのことについても、まず1回やっていただきたい。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

お気持ちはよく分かります。十分、興味は持っております。

このドローンが、マスコミ的にちょっとあまり扱われてないような気もしますが、これは事件があったからだというふうに思っております。規制の強化が始まりだしたというようなことも聞いております。近く、免許制度になる第3種の陸上特殊無線技士免許取得を義務付けるというような動きもあるようでございます。

免許もそうでございますが、電波法、あるいは事故保険等の申請とかですね、色々確認しなければならないこともあるというふうに聞いております。ドローンの飛行についても、自由に行えるわけではなくてですね、国土交通大臣や空港事務所長からの許可や承認が必要となる場合もございます。当然、夜間飛行やイベント会場の空撮などにつきましても、承認が必要というふうに聞いております。このようなことも考慮してですね、値段的なこともありますけれども、近くにこのような講習などがあればですね、参加させたいというふうには思っておりますが、まだそういう段階にきてないのではないかなというふうに思っております。

町内の方でも個人でですね、購入して研究している方もおるというふうに聞いております。撮影などにも観光にも活用しているというふうにも聞いておりますが、そういった方々の話も聞きながらですね、進めて参りたいなというふうに思っております。

以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>進取のね、気概を持って新しいものを取り入れて、34市町村、あるいはまた、全国の先頭を切って我々が進んでいくんだという気概があればね、あとあと、よそがやったらとか何とかというような答弁は出んはずなんですよ。ひとつ、これは町長、もう一遍これはこの議会が終わった後で庁議を開いていただいて検討を願いたい、確かに法律的な問題がありますが、それはひとつひとつクリアされております。今、そうでしょ。電気、人が乗らなくても走れる自動車できておるんですよ、今どんどんね。こういう時代なんです。だから奥三地区の一山二山超えたところへの宅配するくらいはもう少しでできるんですよ。今、法律があつて、目の見える範囲でしか飛べないらしいですけども、それもクリアできると思います。</p> <p>それから、都会では確かに問題あると思います。これは人口も多いしね。しかし、この、うちのような町であれば、こういう問題はそう心配するほどの危険性はないと思っておりますし、そのためにも早い時期からやはり職員さんに3人くらいの講習をまず受けるくらいの決断が欲しいです。</p> <p>これは3問目でございますので最後の質問ですが、もう一度町長、そこに座った時点から今考えて、気が変わっておれば、ひとつ答弁お願いします。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>前向きに研究したいというふうに思っております。以上です。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>4番目の質問に入ります。</p> <p>これは職員さんは耳が痛いと思います。ちょっと、当てはまる人は耳をつむっちょってください。</p> <p>進まない官僚、縦割体制の打破と人材育成への一私案として、ひ</p>

とつ何点か質問させていただきます。これは、町職員だけではありません。町の特別職ありますね、300人や400人おりますね、そういう中でもありますが、要するに、人材不足を理由に町職員も町外者の方が増えておりますね、これは他でも一緒です。漁業関係でもインドネシアをはじめ、そういうように地元の人でなくてよその人、町外あるいは県外、あるいはまた外国人を入れてまかなっていると。そういう状況になっているんですよ、今はっきり言って東洋町は、現状はね。

また、各種委員なども受けてくれる人がいないと人数だけ集めてやりゆう現状でございます。こうした安易な人選を続けていると、やがて組織は形骸化してしまつてね、出席率も悪くなって、出ても発言が少なくなる。こういう現状が今、現にそういう状況に陥っております。

その改善には、私はもう前から言いましたが、反対意見や提言、建設的な批判を行う人をです、これは文句言うからいかんということではなくて、人材と受止める逆転の発想が必要だ、こう思っております。そうした人を使い切る度量、幹部にです、指導者にです、なければ人材の発掘も育成もないと思います。反対に、イエスマンばかりの組織の行く末は実験済みです。そういうことであれば、町の発展は絶対がない。

どうでしょうか、そういう意味からひとつ質問させて貰いますが、そこでまず、人数確保のために苦慮し、中には名前だけで良いからと集めたり頼んだり、何でも受け止めてくれるような人を任命する慣例を中止して、廃止して、欠員ができて

議長

(今宮 裕明議長)

ちょっとお待ちください。

(自席より、現委員の中に失礼な発言がある、発言の訂正や撤回を求めたいが議長の判断をお願いしたいと申出あり)

7番議員

(田島 毅三夫議員)

議長、どう思いますか。うちは通告を修正して出して、了解をもらってやっていますが。何が出てきたらかなわん、質問中に。そのために通告を出して、あなたに言われて修正もし、それから通告を了解をもらって今質問しておりますが。

議長	<p>(今宮 裕明議長) 私が傍線引いてあった部分は、のけてますか。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員) やっていますよ。ほんでね、休憩中、これは。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長) 休憩します。 (休憩時間:14時13分)</p> <p>発言についての確認。</p> <p>再会します。 (再開時間:14時18分)</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>ほんでそういうね、欠員ができてても良いくらいの真剣さで、そういう方を安易にね、任命するのではなくて、欠員ができてても良いくらい今はほら、やはり行政の10人やったら10人、20人やったら20人欠員ができないよという気持ちは分かるんですよ。それからまた、なかなか希望者がいないということも分かるんですよ。</p> <p>ところが、それは分かるんですけども、それによって今までのようなやり方をしていたら、やっぱりいつまでたっても活性化していかない。その委員会なり会がね。そういう意味からうちはほら、いま言うように責任感の、真剣で責任感の強い人を選ぶ、選んでいくと、欠員ができててもかまんくらいのやはり人材を選んでいくと、そういう提案をしているんです。人材発掘も町活性化もないと提案しますが、町長スタンスを変える考えはありませんか。変えていただきたいがどうですかという質問でございます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長) 松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸町長) 田島議員にお答えをいたします。</p>

言わんとすることは分かりますが、人材がないから町職員がどうのということに対しましても、ちょっとカチンとくる部分もありますね。確かに、優秀な職員もおります。それから、行政委員につきましても安易に人数を人選をしているということではございません。それからです、何でも受けてくれるような人を任命する、これは慣例ではございません。いろいろとですね、それぞれの事情の中で受けてくれる人をいろいろ苦慮してですね、なっただいていてという現状があるわけでございます。

ここでですね、田島議員がおっしゃられていることもよく分かりますけれども、このような理想的な人材がおられましたらですね、是非、紹介していただきたいなあと考えております。まさかと思えますけれども、この理想的な人材というのは田島議員本人を指しているとは思いませんけれども、是非、ご紹介していただきたいというふうに考えております。

人選におきましてもですね、どなたでも一長一短あるわけでございます。性格もでございます。一方では確かに素晴らしい人材だと思われても、他の角度から見れば、また、多数の方から見れば理解しがたい、常識的判断に欠けるのではないかというような見方をする方もおられるわけでございます。協調性に格段と欠けるというような方もいるのではないかと思うわけでございます。ですから、人事も含めまして、人材育成は常に総合的にバランス感覚も重要だというふうに考えております。

特にですね、議会に諮ります行政委員などは人事同意案件といたしまして、賛同が得られないことが明らかに想定される方をわざわざ上程することはできないわけでございます。なぜならばですね、その方の人物評価を受ける立場に置いてしまうわけでございます。その方を傷つけるような結果にもなるわけでございます。人事案件などは慣例として質疑、討論を省略してということになっておりますのは、そのような事態を避けるため、最小限にして判断をお願いしているということでございます。

仮にですね、田島議員が町長であれば、簡単に行政委員の確保ができるのかもしれませんが、今、私は苦勞してお願いをしているところばかりでございます。職員の育成ということにもなりますけれども、各課横断的取組みもですね、行事やイベントを通じて一課だけではできないわけでございますので、どれくらいの職員が一行事や



イベントに参加しているのか、1回でもですね、顔出しだけでもしていただければ、どれくらいの職員が動いているのかということが分かってくると思います。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

私の顔を見ながらね、私を想定して物言ひよるんですけれども、私はそう言っておりませんよ。

この間の海の駅運営委員会でも、あれにも私は2人推薦させてもらいました。その内の1人が選任されましたけれどもね。そういうように、私はその隠れた人がいたら、そういう人を自分から推薦して、そういうようにしております。自分のことではありませんよ。私はまったく自分にそういう力があると思っておりませんので、勘違いしないでください。

それから、確かに町や行政ですね、行政の運営をスムーズにするためということ。先ほども自分の我見的なことを言うたらまた、皆との協調はとれないとかいうようなニュアンスのことは言われましたが、そういうことまで私は言っておりません。要するに、意見として意見を出す人、中には反対意見も出ましよう。だから、反対を出したらいかんから人選を除けるということじゃなくてほら、考え方ですから、いかんもんはいかんというのは当たり前なんですよ。そういう人を入れてくださいという意味の趣旨の質問なんですよね。反対意見や改善を求める人を避けてはいけません。特に、町存亡がかかった現在、ただ出席するだけの人ではだめです。反対であろうが賛成であろうが、成果を出すための厳しい意見や慣例を打ち破る、そういう改革案を提案してね、自ら汗を流す一家言を持った人、こういう人はおりますよ、私の周りにもなんぼでも。ただその方をこちらが推薦してから出てくれるかどうか分かりませんが、よろしければ何人でも推薦します。そのためには、行政批判する人を敬遠するのではなく、そういう人こそ人材と受け止め採用すべきであると、こう言っているんです。そういう人を逆に使い切る度量、町長あるいは幹部、それがなければ町発展も適正もないと、こういう質問でありました。

<p>議長</p>	<p>町長から先に答弁いただいておりますので、これはこれで止めますが、2つ目の質問としてですね、ちょっとお聞きします。</p> <p>担当部署を超えた縦割と縄張の排除について、という題で通告してありますけれども、これは前も何回も言いましたね。前町長の当時から何回か言いました。庁議の議題を各課、全職員に公開し、事前にですよ、ミーティング、そしてそれを受けて各課でミーティングし、関係のない課も含めてです。全部です。他の課の問題も町の全体問題として課を超え、互いに意見を出し合い、また、各課の問題を庁議へ出して全体で協議する仕組みを取れないか、取っていただきたい、こういう提案でございますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。</p> <p>これが2つ目の質問です。</p> <p>(今宮 裕明議長) 生松総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>田島議員の質問にお答えをいたします。</p> <p>田島議員がおっしゃられている流れではないんですけれども、現在では庁議での議題を協議した結果を、各課長を通じて部下へすべて報告しております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>どのような形でやっておられますか。お聞かせ願いたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>まず、議題をですね、町長等々で作ったものをですね、管理職員と</p>

協議をして、その内容を追加、記入いたしまして、協議した結果をですね、すぐさま部下へコピーをして配布しております。

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

これは、仕組みは分かりません。聞いておりませんが、町長部局の方からこの議案というのは出てくるんですよね、庁議の。一覧にありますね、レジュメといますか。それを課に渡して、もちろん課長にはいきます。その課長が、私が言っているのは、全課職員さんにそれを見せて、そこでミーティングといますか、協議するという体制をお願いしたんですよ。そういうことですが、ちょっと課長の話とはちょっと違うようです。

課あるいは担当部署がありますね、部局といますか。例えば、住民課の避難困難者への支援事業ありますね、介護要避難支援プラン、そういう事業、あるいはまた住宅新築資金の問題もそうですが、こういうものは課がね、1つの課が対応しきれないんですよ、はっきり言って。この間の決算審査でもだいぶ厳しく言わせてもらいましたが、そんなもの課長1人ではどう対応しますか、これを。だから、こういうことは全課が、行政全部が対応していかなければいけない、横断して。そういう仕組みにしませんかという提案なんです。

また、こないだの決算審査のときには、自分の担当しているページが終わったら帰りましたね、職員さんが。あとは次第次第に減っていくということで、毎回ですが。こういうことじゃなくてね、やはり決算というのは町全体の決算ですから、全職員が最後まで残る、担当者が。それからまた、年度ごとに県や国の補助事業の一覧表が出てますね。うちは個人的に貰っておりますが。あいうものもやはり、全課に全部渡して職員まで全部配っていく。職員さんがそういうものを全部(?)して、勉強して、全課の事業についても目を届かせるというようなやり方ね。そういうことも必要やと。

(自席より、決算審査特別委員会の際、事前に委員長が職員の退席を許していると発言あり。)

言うたとしても、わしは今それを超えて言いよるわけ。次からは残

ってやるようにしてください、しませんかと。結局ほら、そういうやはり自分くの課だけというような縄張り意識でなくて、全部がその、ほんである職員さんに住宅新築資金のことを聞いたら、担当に聞いたら予算書を持っていないと、こう言うんですよね。あれは、全職員に回してないんですかね、予算、決算書というのは。分かりません。そういうこともやっぱり、皆にも渡して、職員さん全部にほんで皆が勉強していただくというような、そういうね、仕組みに是非してもらいたいが、どうでしょうか。

そして、町産業全般に対応できる仕組みにして、課を超えた意見やアイデアも出して、担当部署以外の事業まで互いに勉強し合い、意見を出し合う仕組みを作りませんか、こういう提案でございますが、町長お考えをお聞かせください。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

現在でもですね、庁議は月1回ということでやっております。その都度その都度、課題について取組まないかんようなことをですね、毎月庁議の中でやっているわけですが、当然に、それがその課員の問題であれば、当然、その課長から指摘もしていかないかんし、そういう意味合いもあります、各課の報告ということの中にはですね、提言なんかも含めて検討して貰いたいという意味合いもあるわけですが、現在のところ、ご指摘のとおり上からの流れといいますか、それで終わっているような気もするわけでございます。

その所の所管課長がですね、どこまで部下に下ろしているのかというところの疑義も持っております。そういったこともずっと経験してきてですね、人事も含めて、今現在、5年間で全職員の異動が完了したところでございます。

また、来年度に向けて管理職の養成、あるいはそういったことも、やっていかないかん。そういった流れの中で、先を見越して取組むような職員がいるのかどうか、あるいは先ほどの予算書もですね、特別会計を持っている方だけが予算書を見るのではなくて、支払い1つするにも予算書を見んと分からんわけですよ。そういうことに関心がある、さっと覚える職員もおれば、1年間経っても未だにどこの部署

から支払いしているのかと、そういったことは新採であっても半年もすれば覚えるわけなんです、何十年経っても未だにというような職員もおるわけでございます。何回も怒れません、私も。

そういったことも含めて、庁議ではかなりきつく言っているつもりでございますが、何のための管理職手当など、これは、24時間職員を管理いかないかん、それが時間外に把握できんから、毎月いただいているわけでございます。職員は時間が過ぎれば時間外手当が出る場合も出ない場合もありますが、そういう中でやりくりをしている、予算の範囲の中です、やっているわけですが、まあ心配りといえますか、そういったこともずっと何回も何回も言ってきたわけですが、人事もですね、年1回したら毎月するわけにもいきません。特に管理職におきましては。

そういったことの自覚を常に言ってきたつもりでございますが、指導力不足といえそうなるわけでございますけれども、ちょっと自分も手をですね、緩めすぎたかなというふうに思っております。前町政の後始末に忙しかったということもございしますが、これからはちょっと、考え方をですね、お互いに考えていって貰わないかんというふうに思っているところでございますので、ご理解を願いたいと思います。

この辺でよろしくご理解願いたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

はい、次の質問に移って下さい。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

もう1つだけちょっと

議長

(今宮 裕明議長)

だめですよ、3回やりましたよ。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

ほな3番目の質問かまいませんよ。

研修や講習会の事前勉強と報告の義務化ということで、お聞きします。

今そういうね、リーダーというのは孤独だとよくいわれますが、気持ちはよく分かります。ただあの、今いうほら、なんぼ言うてもいかん、

こういうことでそれを諦めたらいかんと思います。それからよく言われるのは、研修にいくら出しても成果が上がらないという苦情もよく聞きました。愚痴というたらいかんけれども、そういうことも聞きました。どうなんですか、罰則というのをひとつやってみませんか、そういうことに対して。

例えば、研修に出て行ったら必ず報告をさせると。それも、ただ通り一遍の方法でなくて自分の私見なり所見なり、自分の考えまで対案まで入れてから報告を必ず出させると。それくらいの厳しさがいるんじゃないかと思いますが、これは考えていただきたいと思います。

それから、うちは何でこういうことを言うかといいますと、6月の議会の意見交換会のときにこの話がよく出たんですよ。たくさんの方から職員さんの服務姿勢について、苦情が出ました。これはもちろん、職員さんの上司がおって、ほんで町長のところにいくんですが、なかなか町長のところまで目が届いてないと思います。

しかしながら、その担当の課のね、責任者っておるわけですから、やはり現場で厳しくその都度指導し、あるいは周りの同僚がですよ、注意したり、あるいはまた良いことは褒めたらいいですが、悪いことはやはり注意しおうて、お互いがね、そういう体質というか、体制というか、ものが自然とできていったら一番良いんですけれどもね。そういうことで、できれば研修とか講習とか、そういうことについては、カチッとした報告出させる。そして問題があれば、課長さんが注意をしていく、同僚らもある程度はやっぱりけん制したり、あるいは注意をしたりしていくと。そういう仕組み作りをぜひ、お願いしたいと思います。

それから、最終的にはもう、それで聞かなんだら勤勉手当は止めなさいもう。ゼロにいなさい、そういう人は。そういう、なんぼ言うても聞かないというような、住民さんに対するサービスができないという職員には、勤勉手当なんかやる必要ないでしょう。これは私の考えですが、また考えていただきたいと思います。これで、この質問を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

5番にいつてください。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

4つ目の質問。

議長

(今宮 裕明議長)

5番ですね。漢数字の5番。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

はいはいはい。5番目の質問をさせていただきます。

防災、復興への対策や職員対応についてという題で何点か質問させていただきます。日々年々、震災のタイムリミットは近づいております。これは、よく分かると思います。今後、急がなければいけない整備について、次のとおり考えをお聞きしたいと思います、何点か。

まず1つ目に、復興機材や避難住宅の確保についてということでお聞きしますが、復興にはまず、1番大事な、今あちこちで災害、水害起こってますが、ほんまに1番大事なのは重機なんですよ。ユンボ、ダンプ、ね、そういう重機の確保が必要でございますが、東洋町の多くの建設業者さんは、便宜上低地に保管しております、毎日使いやすいように。万一の時に備え、行政支援を含めて高台移転を業者の方と相談し合うということではできないでしょうかね。もちろん、応分の行政負担もいるかもしれませんが。

それによって、業者も助かる、町も助かる、そういうことになるかと思いますが、町内業者の保有台数や保管状況をよく話し合っ、また、海陽町とですね、前にも議会が海陽町と議会が懇談会をしたようですが、海陽町と連携して、突喰にリース会社が2つほどありますが、その会社にもやはり、高台移転の申込み、相談をしてみたらどうかと。

町長2人、向こうの町長とリース業者の社長さんも交えてね、今後、万が一が起こった時にはどうするか、その時には高台移転にあれば全部使えるんですが。そのリース会社の社長さんいわく、これは自分達の会社でも1番重要な課題として考えていますと、こういう話でした。ただ、場所がないと。こういうことでしたので、一遍海陽町の町長とこちらの町長が話をしてから前へ進めていただきたいが、どうでしょうか。1つ目の質問です。

以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

田島議員の質問にお答えをいたします。

重機の高台移転につきましては、議員のおっしゃられるとおりが理想でございますが、本町には高台といっても野部に町有地がある程度でございます。そこに移転するとしても、雨ざらし、また盗難という観点から、それなりの設備、防犯をクリアするための設備の財源、業者との調整も必要になって参ります。

財源を投入したにも関わらず、業者の日々の業務の利用の都合から撤退することも考慮しなければなりませんし、常に重機を利用する業者にとっては、高台に運ぶ費用に年間通じての経費が必要となることも想定しなくてはなりません。

また、その他保管に対する管理体制、要綱などの制定、あらゆる面からの検討、協議が必要になってくると想定されます。それぞれの課題をクリアしない限り、現実的には私個人の意見ですけれども、非常に厳しいのではないかと推察されますが、日頃から、町内業者様の責任者が東洋町庁舎へ出入りしておりますので、その都度、その意向をお伺いして、総合的に適否の判断をしたいと思っております。

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

問題は山積です。課題はいっぱいあります。

私が言っているのは、そういうことをひっくるめて相談をと言っているんですよ。こういうふうにせえと言っているんじゃないんです。ほら、東洋町には高台がありません。しかし、今いう突喰の業者さんもそのことを言われました。

ただ、向こうにしたらほら、あちこち造成しているから、そういう面にはある程度有利なというか、あるんですけれども、東洋町はまったくありませんしね。そういうこともあります。

それから、その管理の問題とか盗難あるいは防犯関係とか、色々問題あります。ありますが、それを1つ1つ相談の中でクリアしていったらいいですよ。頭からそういうものを並べて、だからできないじゃなくて、まずそこ、相談から入っていただきたい、町とね。もちろん、町



<p>議長</p>	<p>業者とまず話をして、それから今度は向こうの町長、海陽町と東洋町と業者を交えて一遍そういう形まで何とか今年中にでもそういう立上げができんかな、もう一度返事をお願いします。</p> <p>(今宮 裕明議長) 生松総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐総務課長) それでは、お答えいたします。 個人的には難しいのではないかと言いましたが、その都度の意向をお聞きして、総合的に適否の判断をしたいと申し上げましたので。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長) 松延町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸町長) 海陽町との関係でございますが、やっとですね、首長同士がやっとこういうような状況になってきたという状況でございます。 今2回目ですかね、まあそういうような取組みもしておりますが、今現在は高規格道路について一生懸命やっておるという段階です。 それから、突喰のあたりには、そのルートですね、ルートの位置が決定しないので海陽町の防災公園の山林を買収することが用地買収に手間取ってるというようないろんな悩みも聞いております。そういったことがクリアできてきたらですね、次の段階にまた進んでいきたいなというふうに思っております。 現段階では、高規格道路については常に一緒にですね、要望活動もしております。そういう段階でございますので、ひとつよろしく願いしたいと思っております。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長) 7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員) 町長からそういう、なかなか人付き合いの悪いとかいう噂聞いっち</p>

よったきに良かったです。それは、どんどん交流してから。

まあちょっとお聞きしますがね、もう1つ、別の問題でちょっとお聞きします。震災復興する時に仮設住宅ができるまでの間がもの凄い時間がかかるんですよ。その間、避難所でカーテン引っ張ったり、段ボールしたりしてから皆ね、中には亡くなる方もおられるが、そういう状況をなるべく短くするためにも、今の内からやっぱり東洋町も万が一の時の仮設住宅の用地の確保とかね、あるいは津波が来ないところに建っている家やら倉庫、空き地、民間のですよ、そういうところを所有者の方と話し合いをして、万が一の時には貸していただけるような、そういう契約なんかはどうでしょうかね。

約束なんかしちよいたら良いと思いますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

それでは、お答えいたします。

空き家、空き地を貸していただけるということにつきましては、個人の財産を借りるということになります。交渉の過程において、所有者からの様々な制約、制限、約束っていうのが多数発生するものだろうと思います。

例えば、利用後の汚した場合の所有物に対する補償などがあった場合、ここだけ考えても本町としてはその補償が完全にできるかどうかというのは、なかなか困難だと思われるので、種々課題があると思いますが今現時点では考えておりません。

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君、残り時間10分です。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

急がんといかんね。どうしよう、ほんなら1つ飛び抜かそうか。この3番目の何、させていただきます。

全部で800人いるという要支援者をどうやって避難支援するの

か。これはねえ、課長と何時間話しても結論が出ません。課長の方からも出ません。

今日は、町長がおられます、副町長もおられます。どうか、そちらの方から実行性のある具体的な支援計画をお答え願いたい。どうするのか、これを。600人、800人いるという1人で逃げられない方、その方を今データ集めておりますが、いざ逃げる時にどのようにして逃げるのか。誰がどのようにして連れて逃げるのか、どこへ逃げるのか、その計画をどこまで進んでいるのか、どうするか。

議長

(今宮 裕明議長)

光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

今のご質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、今、議員も言われたように、順次データを整備しながらですね、個別計画の見直しを行っています。

その中ですね、支援が必要な方で参加可能な方やその近隣の方を対象にして、避難訓練を行うこととしておるわけです。被害がある程度想定できる、通常の風水害では現行の個別計画とリストで何とか対応はできるとは考えておりますけれども、津波の場合は近隣の方の協力が不可欠になるということになると思います。

このため、実効性のあるというお言葉でしたけれども、このため個別計画と合わせてですね、近隣の方との避難訓練を実施していくということは、極めて重要なことと考えております。

なお、この事業はですね、データの収集から、個別計画ですけれども、平成25年6月に改正されました災害対策基本法に規定されています、避難行動要支援者名簿の作成とですね、合わせてその名簿利用の同意書も取り直しているという状況です。

以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

机上論をお聞かせ願いました。

実際それは現場で役に立たないんですよ。いくらそういうものを机の上でデータを揃えてどのように計画を練っても、それは現実にはできないんですから。それをどうするかということを知りたがるんですけども、これ以上はもう言いませんがこういうことであればね、いつまで経っても避難支援計画は完結しないんですよ。

ほんで私は避難場所ごとにずっと行ってきましたが、避難場所ごとに逃げる自主防災組織の改編をまず行わなければならない。それから、策定委託費を出して避難支援計画を立てて貰うような、こういう仕組みはできないか。そういう、自主防災組織にね。40あるという、自主防災組織にこういう費用を出していただいて検討していただけないかということでございますが。

それからまあ、これはね、県の方からも聞きましたら、これはそこまでかっちりしたらいけない法律があるとかということではありません。各地区、市町村において、状況に合わせて柔軟に対応してくださいと、そういう指導を受けました。そうすれば、普段の付き合いの中でね、互いに連携を取って、避難共助をすれば、万全の避難態勢ができるんですよ。

そういう小グループの中で、皆さんがね、おんしゃが、おらが、という間柄の人が集まってグループを作って、日常普段から連携取って、病気のことやらケガのことやら体調のことら全部把握したうえで、もし万が一、おった時にはその人達を助けて逃げると、こういう体制を作りましょうと、そうしたら今取っているデータはいらなくなるんですよ。そういうことに変えていただきたいという質問でございますが、どうでしょうか。

それから、そのためにはまず、自主防災組織を持ち回りでない、しっかりとした小グループに再編したうえで町から委託し、資料収集と避難支援計画を作って貰おうではありませんか。そうすれば、日々変わる症状や体調把握もできるし、いざの時には即時最善の避難態勢が可能になると思います。これはね、やっぱりほら、前の課長から言われましたが、強制はできないという、行政から強制はできないと聞いております。これはもちろんです。

だから、室戸は昨日ですか、新聞に出ておりましたが、やはりこちらから声をかけて、自主防災に。そして、そこで皆さんと相談をするという形やったらいけるといいますんで、ぜひ、こっから始めて貰いたい。この、自主防災については、担当課長から返事をお願いしたいと

<p>議長</p>	<p>思います。以上です。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>この今の質問はね、1番最後の自主防災まで。ほんまに、これやられたら困るな。それは、自主防災は最後の3番でやったらええやないですか。なんでここに入れて来るんですか。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>3番、被害対策の要支援避難プランはどこまでできてますかということ、3番やらせて貰いました。</p> <p>そのことで今、再問というか、そういう形で今自主防災組織の再編を担当課長にお聞きしたんです。住民課長の方からそういう、今いう避難プランのことについては、いただきましたので、その自主防災の方で連携を取れと、住民課と総務課が避難支援を両方やらなければ、住民課だけではできん、ね、いっそ連携を取るという意味でお願いしたんです。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>光本住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(光本 孔士住民課長)</p> <p>一部分ちょっと、私どものやっている内容と関係する部分があるので、その部分をちょっとお答えをさせていただきたいと思います。</p> <p>つまり、議員のご指摘では、今、町がデータを集めて色々計画を立てておるのを、自主防なりへ、補助金なりをうってお願いしたらどうなというご意見やったと思いますけれども、ただ、1つ2つ問題点があるのも事実です。</p> <p>というのも、自主防は数ありますけれども、それぞれによって実力というか力加減が随分違ってます、その組織組織によって。それともう1つは、それに行き着く前段の状態です、相当な守秘義務が課せられる仕事を対応していく必要があるわけです。</p> <p>というのも、以前の議会でも申し上げたと思いますけれども、例えば病歴でありますとか、薬を飲んでる履歴、内容とかそういうことまで全部聞き取っていく必要があるようなものを、今の段階でばらばららっと自主防へ投げかけてやるというのは、かなり検討を要する必要</p>

<p>議長</p>	<p>がある問題ではないかと思しますので、なかなかすぐには難しい問題だと考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>残り5分です。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>そのとおりです。そのために今は今、データを集めるよりも自主防災組織ができたなら、小グループの。その小グループの中で、普段の中でできるきにそういうことをいちいち守秘義務や何や言う必要ないんですよ。開けっ放しの付き合いができてますから。そういうことでございます。</p> <p>そのためには、まず、自主防災組織持回りでない、しっかりした小グループに再編したうえで、資料収集、そういう委託をしていくと、町から委託をしていくという形にしたらどうですか。</p> <p>まず、要するに逃げる避難場所ごとに自主防災組織を再編するというのを、まず一遍検討していただきたいと。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>これは、前回にもご説明をいたしました、自主防災組織の再編ということでございます。今、避難路、整備しております。1ヶ所に逃げるだけではなくて、2ヶ所も3ヶ所も逃げれるような整備をしておりますので、それに対する区分けにしてですね、自主防災組織の再編ということは、今現在考えておりません。</p> <p>(自席から、持回りを止めるということだけでも、と発言あり。)</p> <p>これも前に説明をいたしました、やはりそれなりの責任という者がいるところもございまして。なかなか責任者においても重大な責務を背負わすということも、なかなか難しいだろうと思っております。ですので、今のところ今の組織で考えております。</p> <p>以上でございます。</p>

議長	<p>(今宮 裕明議長) 7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)          こういうことやったら、全然前に進まん。          6番目の質問に入ります。6番目の1番。          命に及ぶ震災などの訓練は、危機感と効率性を考えた訓練でなくては効果が薄いと思います。事前に各地区でよく話し合い、いざ実際に来た時の想定のもとに、互助や自立避難など、また、避難時間や持物の点検、町対策本部への報告や消防などとの連絡など、実戦的な訓練を行おうと提案するが、いかがでしょうか。次の訓練から。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長) 生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐総務課長)          それでは、お答えいたします。今後、検討して参りたいと思っております。おっしゃられるとおり、そういう訓練というのも必要だと思っております。          けどまあ、しかし、全地区にまだ完全な避難施設っていうものができておりませんので、ある程度できましたら、それぞれ各地区でその住民の方がその訓練ができるだろうと考えております。その時期をみて、また、できる限りの防災訓練を実になる防災訓練をしていきたいと思っております。          以上でございます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長) 7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)          あの避難倉庫も28年、29年で完了すると聞いております、移転がね。ぜひ、1日も早くやって下さい。          2つ目になります。自分の逃げる場所への避難訓練に変更する件。今現在はほら、大きな地区が集まって避難訓練しておりますけれども、それをいざの時に自分が逃げる避難場所に訓練しなければ</p>

ば、意味がないと思うんですよ。そこに避難することによって、誰が誰を介助するか、支援するか、階段や通路、通信機器や食糧など、問題や課題が浮き彫りになります。対策ができるんです、そうしておけばね。

今後、そうした実行性のある訓練に修正しようではありませんか。返答をお願いします。

議長

(今宮 裕明議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

先ほど申し上げたとおりで、また検討して参りたいと思います。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

検討というたら嫌なんですけどね、町長のように協議と言って貰ったら助かるけどな、嬉しいけどな。3番目になります。

自主防災組織の町連合会の立上げということで、お聞きしたいと思います。各地区、自主防災組織も温度差があります。なかなか一生懸命やっているところもありますが、なかなか動けないところもあります。

そういう、実戦的な活動ができていない状況の中でね、今後これが色々の防災訓練、計画を練っても意味がないと、うちはほら、やはり一番先端の自主防災組織がしっかりと固まらなければ、何の計画を練ってもどんな訓練しても意味がないと、そういうのが私の考えでございます。

そこで、町全体の防災対策や計画を練るためにも、実効性のある成果を出すためにも40ある自主防災組織が連合する必要があると、連携といいますか、連合といいますか、ちょっと良い言葉使えませんが。まず、町が自主防災組織に声をかけて、相談の形で話し合う場を持つという考えはございませんでしょうか。そこから始めてもらいたい。



<p>議長</p>	<p>これはあの、昨日の新聞に室戸が出ておりましたね。そこは、やはり室戸は市のほうから自主防災組織に声をかけて、そうして皆さん、こういうことを相談したいから集まって貰えませんかということで相談したようです。ぜひ、町長もそういう形でやっていただきたい。</p> <p>(今宮 裕明議長) 生松総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐総務課長) それでは、お答えいたします。 連合会の立ち上げにつきましては、今現在のところ、考えておりません。 また、その時の情勢を判断いたしまして、総合的にまた適宜考えたいと思っております。 以上でございます。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員) 結局ほら、こういう答弁なんですよね。それは課長の意見ですか、考えですか、それとも町執行部全体の考えなんですか。 40ある自主防災組織がそれぞれはやっているんですけども、連携が取れていないんですよね。そうなったら情報の交換とか、助け合いとかそういうこともまったくできないんですよね。これではいかん。やっぱり、ほやきに、これはね、まずこれは最優先の課題として、避難訓練は近いうちにしたいと思います、その訓練が終わった後で一遍、皆さんに声をかけて一遍集まってもらうということはできませんでしょうか。 自主防災組織の長にね。責任者の方に一堂に介していただいて、今後のことについて、あるいはまた運営についてとか、色々そういう相談の中でこういう話も行政の方から提案していただきたいが、考えをお聞きします。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長) 生松総務課長。</p>

<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>それでは、お答えをいたします。</p> <p>新聞報道にもありましたということでございますが、我々職員としても、自主防災組織の様々な動きというの、情報から見えております。常に本町の実情も勘案しながら考えておるところでございます。</p> <p>確かに、連合会の立上げというのは良いと思いますし、否定はしておりません。が、今現在のところは考えておりませんという言葉でしか今ちょっと言えませんので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>お聞きしますが、課長、どうしてそれは今考えていないというか、できないんですか。理由だけ教えてください。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>自主防災組織、立上げていますけれども、各地域において温度差がございますので、まずはそこからというところ、連合会というより、そのところからというものもあると思いますので、連合会というより、そちらに力を入れていきたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>田島毅三夫君の質問が終わりました。</p> <p>ここで、休憩をいたします。</p> <p>再開は、15分後の3時20分をお願いします。</p> <p>(休憩時間:15時06分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p>

(再開時間:15時20分)

続いて、西岡尚宏君の質問を許します。

件名は、子ども会議についてであります。答弁者は、町長、教育長、教育次長となっています。

西岡尚宏君、質問を始めてください。

8番議員

(西岡 尚宏議員)

それでは、一般質問させていただきます。件名は、子ども議会についてです。

最近、高知新聞でよく子ども議会が掲載されていますが、野根中学校でも、野根中会議と題して、地域を元気にするためのアイデアを出し合い、自分たちでできることから実行していく取り組みが、先日、高知新聞に掲載されていました。

選挙権が18歳となり、また、成人年齢も20歳から18歳に引き下げようという民法を改正する動きがあるなか、町の将来を担う人材育成の観点からも、中学生レベルから町政に興味を持ってもらうためにも、町政に対しての提言や質問ができる機会を設けても良いのではと思います。各中学校の考えもあるとは思いますが、中学校と町執行部による子ども議会を開催して、その意見を行政に生かす考えはないか、お聞きします。

議長

(今宮 裕明議長)

奈良崎教育長。

教育長

(奈良崎 幸一教育長)

西岡議員の一般質問にお答えします。

子ども議会についてでございます。

野根中会議は、昨年度より地域との連携、協同の取組みのひとつの手段として、社会福祉協議会の協力を得て実施しております。

去年度は、高齢者と交流を行っております。本年度は、中学生に地域の一員としての役割について取組み、野根地区の良いところ、好きなところ、気になるところ、あったらいいなと思ったこと、今私達にできることなどについて、会議を進めております。

子ども議会につきましては、各学校の考え方もありますの

<p>議長</p> <p>8番議員</p>	<p>で、各学校と町執行部と協議をしたいと考えております。 以上でございます。</p> <p>(今宮 裕明議長) 西岡尚宏君。</p> <p>(西岡 尚宏議員)</p> <p>今、教育長から答弁もらいましたが、各学校のいろんな意見があると思います。ただ、うちも子どもがいなくなるこういう中で、やっぱり子どもがそういうことに興味を持ってもらい、そのことによって、出て行かんようになって、地元に残ってくれる、そういう観点からも、ぜひ、そのことができれば進めていってほしいと思います。</p> <p>これで、自分の一般質問を終わります。</p>
<p>議長</p> <p>町長</p>	<p>(今宮 裕明議長) 松延町長。</p> <p>(松延 宏幸町長)</p> <p>基本的にはですね、先ほどの教育長の答弁のとおりでございます。</p> <p>先の参議院選挙でも、この間、18歳、19歳の本県の新たな有権者は、投票率は全国最下位ということが報道されております。当然、合区になったことに対しまして、本県からの選挙区からの候補者がいなかった。あるいは、親がですね、選挙に行かないから子どもも行かないといったこともあるのではないかなというように分析されておりましたが、私もですね、成人式のあいさつでは、必ず新有権者の選挙への参加を呼びかけてきたところでございます。</p> <p>現在、多様で複雑な社会となっておりますので、投票率の向上策というのは、これは全国的な課題というふうになっていると思っております。提言の子ども議会につきましては、他町村でも実施した事例もお聞きしております。先ほどの教育長の答弁にもございましたように、各学校の意向もあろうかと思っておりますので、まずその辺の希望なりを調査していただきまして、十分に検討をしていただいた後にですね、こういったことを実現していきたい。私、個人的には、ぜひ、実現できればいいかなというふうに思っております。</p>

<p>議長</p>	<p>以上でございます。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>西岡尚宏君の質問が終わりました。</p> <p>続いて、福島登君の質問を許します。</p> <p>件名は、就学前の教育と小学校、中学校の連携について、他2件であります。答弁者は、町長、副町長、教育長、課長、課長補佐となっております。</p> <p>福島登君、質問を始めてください。</p>
<p>1番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>議長、質問の機会をいただき、ありがとうございます。なるべく簡潔に行いたいと思いますので、皆様の協力をお願いいたします。</p> <p>質問1つ目は、就学前の教育と小学校、中学校の連携についてでございます。</p> <p>財政的な子ども支援、医療支援ともに、私達が子育てをした10年前から比べてみますと格段に良くなり、地域活性化や商工支援も含めて、現執行部の努力が表れてきていると思います。</p> <p>一方で、教育面では、教育施設の老朽化、複式学級、学力問題、区域外就学など様々な課題があるなかで、児童生徒数の減少も予測されております。平成26年3月に作成された東洋町教育振興基本計画による就学前の教育と小学校、中学校の連携の推進が魅力ある学校作りにも繋がると思います。県教委では、平成15年から保育所の行政窓口を教育委員会に一本化したとお聞きしておりますが、就学前の教育と小学校、中学校の連携の推進について、取組みを説明をよろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>藤村教育次長。</p>
<p>教育次長</p>	<p>(藤村 明美智教育次長)</p> <p>それでは、福島議員の質問についてお答えします。</p> <p>質問1で、就学前の教育と小学校、中学校の連携についてということでございます。</p> <p>先ほどありました保育所の窓口については、県教育委員会の指導</p>

もありましたが、まだ、現在、一本化には至っておりません。現状では、住民課が対応しております。また、主な取り組みについてご説明させていただきます。就学前教育といたしまして、甲浦保育と銀杏保育において、ALTを活用した外国語の指導を毎週月曜日に行っております。

また、心身障害児就学児童審議会を年2回開催し、教育相談については、保育園児、小学生、中学生を対象に毎月実施しております。

また、甲浦地区と野根地区では、保育園、小学校、中学校の合同運動会や小学校、中学校の合同マラソン大会も実施しております。そして、小学校、中学校の連携のために、小中学校の校長会を毎月開催しております。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長

(今宮 裕明議長)  
福島登君。

1番議員

(福島 登議員)

再問です。先ほどの答弁にもございましたが、ALTを活用した英語学習などを週一回月曜日とお聞きしました。その他の教育についてもですね、今後、進めていっていただきたいと思います。

また、今後、保小中一貫教育など、魅力ある学校づくりを進める必要があると思います。それには、行政窓口を一本化して責任の所在を明らし、様々な課題に取り組む必要があると思いますが、このことについて、通告はしておりませんが町長のご意見をぜひお伺いしたいと思いますが、町長いかがですか。

議長

(今宮 裕明議長)  
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

福島議員に、お答えをいたします。

県の教育委員会との再編といいますかね、そういう流れの中で、私としても一度は考えたことはあるわけですが、町長部局と教育委員会の部局というものは、組織が別々と言うことでございます。その

調整も必要となって参ります。

また、ただ単にですね、事務を動かすだけということも、なかなか難しいかなというふうにも判断いたしました。それと、人材の関係もございいます。当然、組織機構の再編ということも念頭に置かないきません。条例改正も必要となって参ります。事務量の規模の見直しも必要ですが、これまでの職員数の配置状況などを勘案して、現在のところ人事としても実現に至ってないということでございます。

時代の流れ、人口の減少時代を迎えておりますので、人事を含め保育行政と教育委員会行政の見直しにつきましては、町長部局も入れましてですね、当然、感心も持っておりますので、いつから開始するという事までは、申し上げられませんが、時期を見てですね、当然、人事も含めて検討したいと思っておりますので、ご理解のほど、よろしくお願ひします。

議長

(今宮 裕明議長)  
福島登君。

1番議員

(福島 登議員)

町長にもご意見いただきました。聞くところによりますと、この平成15年に一本化してから、まだ県下でも一桁の移行しか行われてないということですので、今後、検討をしていただいて、そちらへ移行するようによろしくお願ひいたします。

次の質問に移ります。

質問2件目ですが、自立相談支援事業についてお尋ねをいたします。

子育て支援や高齢者支援については進んできておりますが、高齢者65歳以上とは限定しないシニア世代でも受けられる支援、自立相談支援について住民の皆様にも知っていただき、ご理解を得る意味からも制度の内容と、この事業が始まって以降の町内の取組み等について、プライバシーの保護も必要と思っておりますので、説明できる範囲以内での説明をよろしくお願ひいたします。

議長

(今宮 裕明議長)  
光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

福島議員の、ご質問にお答えしたいと思います。

まず、議員の言われました自立相談支援事業というのが、平成27年4月1日から全面施行されました生活困窮者自立支援法の事業ということになるわけですが、事業の内容の概略を簡単に申し上げたいと思います、まず。まずですね、事業の内容としては、生活困窮者からの相談を受けることから始まりまして、一番最初に何をするかというと、生活困窮者の抱えている課題を評価、分析し、そのニーズを把握するということから始まりまして。なお、この相談を受けるのはですね、相談支援員という方がおられるわけですが、その方が対応するようになります。

次にですね、ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるように自立支援計画を策定するということになっております。そして、自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう関係機関と連携、調整を実施していくというのが一連の流れ、業務となっております。

そうして、東洋町における事業の実施状況ということになりますけれども、安芸郡の町村は安芸福祉保健所が事業の実施主体となっております。安芸福祉保健所は奈半利町社会福祉協議会と委託契約を結んで事業を行っております。ということで、相談員、東洋町にも来られる訳でございますけれども、奈半利町の社協から来ておるということになります。

またですね、モデル事業として平成26年7月1日から、前倒しで事業を実施しております。東洋町としては、平成26年度、年度途中からになりますけれども、3名の方が利用、そして、27年度は5名の方が利用されております。また、対象となる方の要件でいいますと、現在、生活保護は受給していないけれども生活保護に至る可能性のある者で、自立が見込まれる者ということになっております。

もしですね、こういう対象となる方で、このままでは早晚生活に行き詰まるかもしれないという心配をされる方があれば、役場でも社会福祉協議会でも民生委員でもいいんですけれども、早い目に相談していただければと思います。

以上です。



議長	<p>(今宮 裕明議長) 1番、福島登君。</p>
1番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>今も、課長からの答弁もありましたように、この事業は、生活保護に至る前の段階から早期に支援をすることや、受給者の自立促進や生活全般について、本人の状況に応じた支援が受けられる制度と聞いております。今後も実施主体の安芸福祉保健所と連携した支援をよろしくお願いいたします。</p> <p>3つ目の質問に移ります。</p> <p>サーファーの動向調査についてでございます。</p> <p>昨年10月から11月にかけて、高知県産業振興アドバイザー派遣制度を利用し、3回に分けて講義をしていただきました。その中で、東洋町の観光振興を進めるために、年間10万人が来訪するサーファーの、字が間違っております。動態じゃなしに動向です。動向調査の必要性が説かれ、28年度当初予算で、観光活性化事業委託として、サーファーの動向調査が予算化されています。このことについて次の点をお聞きをいたします。</p> <p>1つ目は、委託事業の内容について説明をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長) 大坪総務課長補佐。</p>
総務課長補佐	<p>(大坪 靖幸総務課長補佐)</p> <p>福島議員のご質問にお答えします。</p> <p>委託事業の内容でございますが、県の補助金を活用しまして、東洋町を訪れるサーフィン客に、生見サーフィンビーチ周辺で聞き取りによりアンケート調査を徳島大学の学生13名のご協力により実施する予定でございます。</p> <p>この調査を基にいたしまして、サーフィン客の実態把握、分析などをNPO法人に委託する予定でございます。</p> <p>以上でございます。</p>

議長	<p>(今宮 裕明議長) 1番、福島登君。</p>
1番議員	<p>(福島 登議員) 2つ目に、調査の目的と今後の活用について、説明をお願いいたします。 また、1つ目の説明で、ちょっと抜かしておりましたが、13人の方に調査していただくということで、予想する対象の数はどれほどか。併せて説明をよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長) 大坪総務課長補佐。</p>
総務課長補佐	<p>(大坪 靖幸総務課長補佐) 福島議員にお答えします。 先に、アンケート数ですが、一応300件を目標にしております。 それと、今回の調査目的でございますが、サーフィン客から見た東洋町の魅力や課題、また、地域への経済波及効果、交流人口や定住人口の増加など今後の可能性を把握する必要があるため、調査を行いたいと考えております。 活用方法につきましては、分析結果を踏まえまして、関係団体との連携により、サーフィン客のニーズに合ったソフト事業やハード事業、観光面なども含めまして今後の施策に活用して参りたいと考えております。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長) 1番、福島登君。</p>
1番議員	<p>(福島 登議員) はい。東洋町にとって、自然豊かな環境の次にサーファーを大きな観光資源ととらえてですね、観光の活性化や地域振興につながるような取組みをぜひお願いしたいと思います。 また、サーフィンが2020年東京オリンピックの正式種目に選ばれたことを受け、西日本有数の生見サーフィンビーチで大会などが開けないかと考えておりますので、また今後は情報交換などから始めた</p>

<p>議長</p>	<p>いと思いますので、よろしく願いいたします。        以上で、私の質問、終わります。</p>
<p>1番議員</p>	<p>(今宮 裕明議長)        答弁はよろしいですか。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登議員)        はい、よろしいです。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)        福島登君の質問が終わりました。        続いて、小松熙君の質問を許します。件名は学校統合についてであります。等辺者は教育長他となっております。        小松熙君、質問を始めてください。</p>
<p>4番議員</p>	<p>(小松 熙議員)        東洋町では、少子高齢化が進み、野根小、中学校で児童数40人あまりと書きましたが、私の資料が古かったのか40人弱ですね、今。訂正します。甲浦小、中学校で児童数は70数名と児童数は減少をし続けております。        今後の生徒数の推移については、資料をいただきましたので結構です。各学校の老朽化による大規模改修の必要が迫ってきていると思うが、計画の有無を聞きます。        近い将来、学校統合は避けられないと思うが、東洋町では甲浦地区と野根地区には距離があり、小学校同士、中学校同士の統合は難しいと感じる。そこで、小中一貫校を目指せばどうかと考えるが、いかがでしょうか。        以上。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)        奈良崎教育長。</p>
<p>教育長</p>	<p>(奈良崎 幸一教育長)        小松議員の一般質問にお答えいたします。        今回、議会前に、資料を配付しておりますが、これは5年間の推移</p>

を抜粋したものでございますので、よろしくお願いいたします。

この5年間で、10名減になります。こういうことになってくるかなと思っております。各学校の老朽化による大規模改修については、過疎計画には、平成28年度から平成32年度に実施する予定となっておりますが、多額の費用がかかりますので、町執行部と検討をしていきたいと考えております。

近い将来の学校統合についてでございますが、平成17年度に東洋町立学校規範適正化勉強会、平成22年度に野根小学校・中学校併設検討委員会、平成21年度から23年度に小中学校統合併設検討委員会が行われております。各委員会も結論は出ておりませんが、各学校の児童数の現況及び今後の推移から見て、少子化現象に歯止めがかかるとは思えませんので、このような状況のもとで、子ども達にどんな環境や条件が適切であるのかを話し合い、小規模校のメリットを活かして地域と連携して、現状維持してきております。

今後は、併設や統廃合は避けては通れない問題でありますので、過去の委員会の経緯を踏まえて、検討していかなければならないと考えております。

以上でございます。

(今宮 裕明議長)

小松熙君。

(小松 熙議員)

9月9日の徳島新聞で、木頭小中学校一貫校という記事が載っておりました。木頭小中学校では、42、3人おったと思いますが、記事によれば、一貫校になることによって、色々メリットがあるようです。東洋町には、東南海地震を想定した高台避難という課題があり、一貫校になることによって、野根、甲浦一校ずつ避難すれば済むというメリットがあります。教員数もあまり減らさず済み、教育内容も充実できると考えます。

また、小学校同士、中学校同士を統合するには、合併町村として、位置に問題があり、と思うので、一貫校を目指してはどうかと思っております。

以上です。

4番議員

議長	<p>(今宮 裕明議長) 松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸町長) 小松議員へお答えいたします。 内容につきましては、先ほどの教育長の答弁のとおりでございます。やはり、避けて通れない問題になってくるといふふうには認識はしておりますけれども、ある一定のところまで減少をしてですね、人口も子ども数も一定のところまで落ち着くのではないかなという期待もしておりますが、それに見合った施設の設置が当然望まれてくるわけでございます。同時に、町としましても、その財政負担のことがございます。 それから、一貫校とした場合と統合した場合、あるいは、教職員ですね、これの問題、またその確保の問題、当然に交付税措置がどういふふうになっていくかというようなことも、検討していく必要があるといふふうに思っております。 現在はですね、財政規模と財政出動の優先順位ということで、現時点では減災・防災対策に比重を置かざるを得ないという状況にございますので、ご指摘の件につきましては、個人的には検討していく価値はあるといふふうに認識しておりますので、ご理解を願いたいと思います。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長) 小松熙議員の質問が終わりました。 ここで、お詫びを申し上げます。放送をお聞きになっておる町民の皆様方に、放送が途中途切れておりました。大変申し訳ございませんでした。お詫びを申し上げます。 続いて、高島俊彦君の質問を許します。 件名は、生ゴミ収集時間の徹底について他2件であります。答弁者は、町長他となっております。 高島俊彦君、質問を始めてください。</p>
3番議員	<p>(高島 俊彦議員) それでは、私の一般質問を始めさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。1問目といたしまして、生ゴミ収集時間の徹</p>

底をということで、質問させていただきます。

朝7時ごろ高齢者の方が、ゴミステーションに生ゴミを出しに来たのが、回収した後で、やむを得ず帰っておるのを見かけました。私も勉強不足で何時に出せばいいのかわらなかつたもので住民課に聞くと、8時までに出せばいいとのことでした。回収も早い時もあるが、8時までに出せば100%回収するとのことでした。

それならば、そのことをゴミステーションに表示するとか、広報で知らすとか、町民に周知徹底をしなければなりません。そのおばあさんのような正直者が馬鹿を見るようなことが、行政の事業にはあってはなりません。

町執行部の考えをお聞きいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

高島議員のご質問にお答えをしたいと思います。

一般ゴミの収集につきましては、週に3日月水金で、当日の朝8時までに出していただくことで回収をして行っているという形になっておりますけれども、この通告以後はですね、これまではゴミの分別とか出す時間などを表示した看板を立てておりましたけれども、どうも現在は読めなくなっていたり、場合によっては、看板そのものがなくなっていることも多いというような確認を取りました。

ということで、前の看板から随分時間も経っておりますので、もっと周知できるように看板を全部やり直す、作り直して立て直すという計画を立てております。

以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

高島俊彦君。

3番議員

(高島 俊彦議員)

今、課長さんがそういうように、わかるように看板を出してくれるというのであれば、必ず朝8時までに出せば100%回収するということが、みんなにわかるように周知徹底をよろしく願います。

2つ目の質問に入ります。2つ目の質問といたしまして、避難路の管理について質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

現在、甲浦22箇所、野根4箇所、合計26箇所の避難路ができ上がっております。ありがたく思っております。しかしながら、管理ができていない所が多分にあります。緊急時に避難することができないところもあります。このようなところは、何の役にもたちません。

当然、その管理は、地区防災組織であり、その避難場所へ逃げる人たちが管理をするのでありますが、8月現在、東洋町の人口2671人のうち、高齢者に属する65歳以上が1262人、75歳以上が736人で、高齢者が47.2%を占めております。このような状態でありますので、当然、避難場所も65歳以上の人たちばかりの管理する区域もあり、中には、75歳以上の人たちばかりが逃げる場所もあります。このような状態で、その人たちに管理をしてもらうというのは、なかなか無理ではないでしょうか。

そこで、提案があります。防災士連絡会の人たちに協力をあおぎ、ボランティアを前提とした仮称避難路見回り隊を立上げ、どうしても管理ができない避難場所などの草刈りなどを支援していきたいと私は思っておりますが、そのような趣旨の団体を立上げた場合、役場は協力、補助などをしてもらえるのでしょうか。

お聞きいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

それでは、高島議員のご質問にお答えします。

避難路見回り隊の立上げについてはですね、そのような組織が立上がれば、本町としても何らかの協力、補助をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

高島俊彦君。

3番議員	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>今、検討してくれるということで、東洋町の場合、ますます高齢者が増え、避難路の管理が難しくなってくると思いますので、今からその対策を考えておかなければなりません。前向きな検討、よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、3つ目の質問に入ります。3つ目の質問です。平成25年度緊急雇用の芸東衛生組合</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>高島議員。芸東森林組合でしょ。</p>
3番議員	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>訂正いたします。もう一度最初からやり直します。</p> <p>平成25年度緊急雇用の芸東森林組合への委託補助金交付金決定の取消訴訟についてお聞きいたします。</p> <p>町長の行政報告によると、同僚の田島議員が訴えた平成25年度緊急雇用の芸東森林組合への委託補助金交付決定の取り消しの訴訟は、6月24日に判決があり、却下の判決が下りたと報告を受けました。</p> <p>この問題は、町執行部が検察に取り調べられたり、田島議員の会報に、現職の議長と副議長が名前が出たので、町民の中では多分の誤解を招いている人もおると思います。判決が下りたなら、その内容を詳しく町民に説明して欲しいと思いますが、例えば判決文でも構いませんので詳しく紹介することができないものでしょうか、お聞きいたします。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>高島議員にお答えいたします。</p> <p>この件につきましては、行政報告でも申し上げましたとおり、平成28年6月24日に判決言い渡しがあったわけでございます。口頭弁論の終結の日は、平成28年5月20日ということになっております。</p> <p>判決文につきましては、常に全裁判ですね、判決文を議員の皆様</p>



へは配布をしてきたところでございます。紹介しろということですが、全文とまではいかない訳でございますが、要旨についてご報告いたしたいと思っております。

判決言い渡しは6月24日ということでございます。原告の請求はですね、被告東洋町が平成26年5月23日に芸東森林組合に対してした森林環境保全事業の委託料の支出命令を取消すこと、また、被告東洋町は被告東洋町と芸東森林組合が平成25年4月1日に締結した森林環境保全事業業務委託契約を取消し、同組合に対し、2261万6873円及びこれに対する平成26年5月29日から支払い済みまで年5%の割合による金員の支払いを求める請求をせよとの提訴でございます。

ちょっと長くなりますので、裁判所の判断という所を紹介したいと思います。裁判所はですね、被告東洋町に対する訴えにつきましては、本件支出命令の取消しを求める請求は、地方自治法242条の2第1項第2号に基づく請求と解されるところ、本件支出命令は被告東洋町長が被告東洋町の会計管理者に対して、委託料の支出を命令するというものであり、行政組織内部の行為であるから、同号にいう行政処分たる当該行為には当たらない、よって原告の被告東洋町に対する訴えは不適法である、と。

また、被告東洋町長に対する訴えにつきましては、本件契約の取消しを求める請求について、本件契約の取消しを求める請求は、地方自治法242条の2第1項第2号に基づく請求と解されるところ、本件契約は単なる被告東洋町と本件組合との間の合意であり、同号にいう行政処分たる当該行為に当たらない、よって被告東洋町長に対する訴えのうち、本件契約の取消しを求める部分は不適法である。委託料及び遅延損害金の支払いを求める請求について、この分につきましては、上記請求は地方自治法242条の2第1項第4号本文に基づき、本件契約は取消されたことによって生じる不当利得に基づく請求及びこの不当利得返還債務の不履行に基づく遅延損害金の請求を求めていると解される。しかし、前記のとおり本件契約を取消すことはできないから委託料及び遅延損害金の支払いを求める請求は、そのような点について判断するまでもなく理由がない、ということございまして、結論からいけば、本件訴えのうち、本件支出命令の取消しを求める部分及び本件契約の取消しを求める部分は不適法であるから、却下を免れずその請求には理由がない、ということ

でございます、主文では、本件訴えのうち、被告東洋町が平成26年5月23日に芸東森林組合に対してした森林環境保全事業の委託料の支出命令の取消しを求める部分及び被告東洋町と芸東森林組合が平成25年4月1日に締結した森林環境保全事業業務委託契約の取消しを求める部分を却下する、原告その余の請求を棄却する、訴訟費用は原告の負担とする、という主文となっております。

以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

高島俊彦君。

3番議員

(高島 俊彦議員)

裁判となれば、当然、町長はじめ関係各位の関係者は、本来の業務を差置いても裁判に対応しなければなりません。被告となる町長は、公務多忙ですので、当然、弁護士をお願いすると思いますが、着手金とか成功報酬など諸々の費用がかかるとは思います、今まで一番多くかかった裁判費用はどのくらいでしょうか。

また、松延町長になって何件の裁判を起こされているのですか。わかれば、お聞きします。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

訴訟費用のご質問ということでございましょうか。

弁護士費用ということになりますが、今までではですね、南山裁判というのを引継いで参りまして、最終的な決着が26年の1月か2月までかかっております。着手金は105万円、控訴部分につきましては31万5千円、成功報酬は157万5千円ということで、実費交通費が14万円を含めまして、合計で308万円ということになっております。

5年間でですね、この継続案件も含めて、13件ほど対応してきているわけでございます。早くて半年か1年、長くて5年程度の訴訟期間を要しております。弁護士に委託する場合は、着手金と交通費、それから控訴費用など、その一審一審ごとに着手金が必要とされます。成功報酬は、最終的に決着した時に必要になってくるということ

<p>議長</p>	<p>でございます、できるだけですね、弁護士も雇わないように努力はしておるところでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>(今宮 裕明議長) 高畠俊彦君。</p>
<p>3番議員</p>	<p>(高畠 俊彦議員)</p> <p>町長。裁判費用は、町長が訴えたんやき、町長が払ろうたらどうですか。そんなことは、言うたらいかんよね。</p> <p>訴訟は、国の法律で認められた国民の権利であります、町民のために使えるお金を何の波及効果もない町の品位を落とすようなことに、町民の大事なお金を使うのは本当にもったいない気がいたします。</p> <p>町長はどう思われますか。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>答弁はありますか。はい、松延町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>お答えいたします。</p> <p>通常はですね、行政執行機関の長ということでございますので、その代表として被告となるわけでございますが、公務に関する訴訟費用は公費で対応できることが自治法に規定をされております。</p> <p>しかしながら、判決結果によれば、当然に個人負担になっていくという場合もあるわけでございます。短期間で決着が想定されそうな事案につきましては、弁護士に委託をせずに、町長とですね関係する執行部だけで対応しているわけでございます。この場合、経費はほとんどいりませんけれども、判決確定に至るまでに要する時間と労力、神経も使うわけございまして、当然、通常業務への影響も各自ないとは言えない部分もあるのではないかなというふうに思っております。</p> <p>当然、提訴されればですね、当然に応訴もしなければならぬわけございまして、万一、敗訴ということになればですね、公金の支出も膨らむ場合もございまして、また、個人対応しなければならぬ</p>

事態も想定をされるわけでございます。通常業務にできるだけ支障のないように弁護士に委託するのか、あるいは、自前で対応するのかということの判断をしておるところでございまして、訴訟のない町ということですね、一応言っておりましたけれども、この5年間で常に継続しております、被告でない身分である日は1日もない状況が続いております。

関係機関とか近隣市町村、国や県との関係につきましては、信頼関係は構築できたというふうに思っておりますけれども、今後、町側が提訴されないように、また、今後はいろんな取組みの中で町側が提訴しなければならない事案が今後出てくるのではないかなということも念頭に置いてございまして、執行機関だけではなくて、議決機関であります議会におきましても、組織としてご協力願いたいというふうにお願いをしておきたいと思っております。

以上でございます。

(自席より、休憩をとってという声あり、高島議員の質問の内容で品位を落とすということに納得がいかないとの発言あり)

議長

(今宮 裕明議長)

ちょっと待ってください。

高島議員。高島議員。もう質問は終わりましたか。

(自席より、終わりましたと発言あり)

高島俊彦君の質問が終わりました。

(自席より、ちょっと待つてほしいと発言あり)

だめですよ。勝手な発言は許しません。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

何ですか。

(自席より、結局ね、かまいませんか。聞いてくださいよと発言あり)

ちょっと待ってください。

(自席より、・・・訴えたこと・・・と発言あり)

裁判のことはだめですよ。ここでは。だめですよ。あなたの裁判は終わっていますから、それはだめですよ。発言はやめてください。

(自席より、議員を落とし・・・と発言あり)

発言はやめてください。

以上で、本日の議事日程はすべて、終了しました。

これにて本日の会議を閉じます。

	<p>これで、平成28年第3回東洋町議会定例会を閉会します。 どうもお疲れさまでした。 これにて議会放送を終了いたします。 (閉会時間:午後4時12分)</p>
--	--

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員